

地域職業能力開発促進協議会実施要領

令和4年10月1日から適用する。

令和5年12月27日 改正

1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

(1) 公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

(2) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

(3) 労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

(4) 事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。

- (5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）
管内に事業所のある者
- (6) 学識経験者
職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
- (7) その他関係機関が必要と認める者
協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。
- ① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者
効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。
- (例)
- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
 - ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局
- ② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家
地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

(1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

(2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

(3) 公的職業訓練の効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したのものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」のとおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

(5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

(6) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について

都道府県労働局管轄内における教育訓練給付制度の実施状況（指定講座数や受給者数）について、全国の状況と比較しながら説明し、関係者で意見交換を行う。

(7) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

熊本県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

熊本労働局及び熊本県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、「熊本県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

3 構成

(1) 協議会の委員の構成は、以下に掲げる者（団体の場合は、団体が推薦する者）とし、熊本労働局長が委嘱する。

- ① 有識者
人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者
- ② 労使団体その他産業界関係者
熊本県経営者協会
熊本県中小企業団体中央会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
日本労働組合総連合会熊本県連合会
- ③ 福祉関係
熊本県社会福祉協議会
- ④ 教育・教育訓練機関等
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部
熊本県専修学校各種学校連合会
熊本県職業能力開発協会
一般財団法人 日本医療教育財団熊本支部
- ⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

- ⑥ 行政
熊本県
熊本労働局
- ⑦ その他関係機関が必要と認める者

(2) ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

- (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、熊本労働局長が必要と認めるときは、その途中で解嘱することができる。その場合、後任者の任期は残りの期間とする。
- (4) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、熊本労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

令和6年2月21日改正

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかな上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者

3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、

- ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加
 - 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・申請・認定事務の際に周知
 - ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知
- (5) 協議会への報告
- WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

令和 6 年度熊本県地域職業訓練実施計画

令和 6 年 3 月

熊 本 県

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部

熊本労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

2 労働市場の動向と人材ニーズ、課題等

(1) 労働市場の動向

令和5年12月末現在の熊本県内の労働市場の動きをみると、新規求人数（パートを含む）は12,495人（月平均）で前年同期比7.8%減少している。主要産業別では、建設業は1,005人で10.5%の減少、製造業は1,212人で17.3%の減少、運輸業・郵便業は471人で11.0%の減少、卸売業・小売業は1,250人で1.4%の増加、宿泊業・飲食サービス業は809人で6.7%の減少、医療・福祉は4,183人で1.8%の増加、サービス業（他に分類されないもの）は1,850人で16.4%の減少となっている。また、有効求人数（パートを含む）は36,286人（月平均）で前年同期比7.3%減少している。

一方、新規求職者数（パートを含む）は5,555人（月平均）で前年同期比0.3%増加、有効求職者は（パートを含む）は28,377人（月平均）で前年同期比0.7%増加している。

この結果、令和5年度（12月末現在）平均の有効求人倍率（原数値）は1.28倍となり、前年同期を0.11ポイント下回っている。

(2) 地域における人材ニーズ

令和5年7月に県内自治体及び事業所団体に対して職業訓練ニーズに関するアンケート調査を実施した結果、雇用増大・改善に期待できる訓練科目は自治体、事業主団体とも「介護・医療・福祉分野」及び「IT分野」が上位を占め、次いで「農業分野」「営業・販売・事務」「旅行・観光分野」の順となっている。

また、半導体関連企業進出に伴い、半導体製造及び関連職種に特化したプログラムを提供することで、需要に貢献でき、更に企業誘致や経済発展が期待できるといった意見がある一方で、人材流出が懸念され主要産業を考慮した訓練実施をして欲しいとの意見もある。このため、学術機関とも連携した半導体技術者の人材育成を進めるとともに地域の特性に応じた訓練による人材確保等、各地域ニーズを考慮した訓練内容とする必要がある。

(3) 令和5年度における職業訓練の実施状況

実施主体／訓練区分		受講者数	就職率
①公共職業訓練（離職者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（委託訓練）	831人	73.8%
イ 熊本職業能力開発促進センター	（施設内訓練）	401人 <small>橋渡し訓練80人は除く</small>	91.0%
ウ 荒尾訓練センター	（施設内訓練）	181人 <small>橋渡し訓練36人は除く</small>	84.6%
②公共職業訓練（在職者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（施設内訓練）	50人	—
イ 熊本県立技術短期大学校	（施設内訓練）	25人	—
ウ 熊本職業能力開発促進センター	（施設内訓練）	1,243人	—
エ 荒尾訓練センター	（施設内訓練）	78人	—
③公共職業訓練（学卒者訓練）			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（施設内訓練）	54人	100%
イ 熊本県立技術短期大学校	（施設内訓練）	192人	96.4%
④障がい者等に対する公共職業訓練			
ア 熊本県立高等技術専門学校	（施設内訓練）	10人	12.5%
	（委託訓練）	7人	40%
	（特別委託訓練）	10人	42.9%
⑤求職者支援訓練			
	（基礎コース）	61人	50%
	（実践コース）	435人	47.6%

(注) 受講者数及び就職率について

※受講者数・・・令和5年12月入所までの集計値。

※就職率 ①・・・委託訓練は8月修了の訓練コースまでの集計値。

※施設内訓練は9月修了の訓練コースまでの集計値。

③、④・・・令和6年3月修了生の（見込み）。

※委託訓練は、令和5年8月修了の訓練コースまでの集計値

⑤・・・令和5年7月修了のコースまでの集計値

(4) 令和6年度の職業訓練の課題・分析

令和4年度の職業訓練の実施状況においては、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野として、「介護・医療・福祉分野」「営業・販売・事務」
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野としては、「IT分野」「クリエート（企画・創作）分野」

といった、課題があり、①については、周知・広報の強化を行うとともに福祉・介護職は異業種からの参入を促す上で、職種に対する理解やイメージアップが必要であり、そのための説明会や面接会の開催や、定着支援としてのキャリアカウンセリングを実施していく。②については、企業ニーズを調査確認する必要があるとともに新しいニーズの中で訓練実施機関の体制確立が伴うのか新技術に対応可能か等、様々なデータを収集して検討を行う。また、各機関が連携した就職支援を強化する。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は有効求人数が有効求職者数を上回る人手不足の状況が継続しており、人材の確保・育成が課題となっている。

特に、県内では今後も多数の半導体関連企業が進出予定であり、半導体産業及び進出に伴う関連産業の人材の質・量ともに不足が見込まれる。このことから、質においては企業の人材ニーズに合ったカリキュラムのアップデートを推奨することとし、量においては基礎的能力を付与する基礎コースの開講数確保を強化するなど、職業訓練の機動的な設定推進が必要である。

離職者を対象とする職業訓練については、令和6年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるようにする。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 離職者に対する公共職業訓練

ア 熊本県立高等技術専門校（委託訓練）

- (ア) デジタル、事務、介護の3分野において、知識・技能の習得を目的とした3～7か月の短期訓練を実施するとともに、育児等により外出が制限さ

れる者や、居住地域に訓練環境がない者に対して在宅訓練（eラーニング）を実施する。 【定員 1,585 人、目標就職率 75%】

(イ) 国家資格の取得等の高度な知識・技能の習得を目的とした1～2年の長期訓練（介護、保育、その他分野）を実施する。

【定員 32 人、目標就職率 75%】

イ 熊本職業能力開発促進センター（施設内訓練）

熊本労働局、ハローワーク等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科 10 科を設定する。

【定員 496 人（橋渡し訓練 80 人は除く）、目標就職率 82.5%】

ウ 荒尾訓練センター（施設内訓練）

熊本労働局、ハローワーク等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科 5 科を設定する。

【定員 244（橋渡し訓練 36 人は除く）人、目標就職率 82.5%】

② 求職者支援訓練

・ 令和6年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、530 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 753 人を上限とする。

・ 訓練内容については、基礎的能力を習得することを目的とした職業訓練（基礎コース）及び、基礎的能力から実践的能力まで一括して習得することを目的とした職業訓練（実践コース）を設定する。

・ 設定に際しては、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに地域における産業の動向や求人ニーズ等を踏まえたものとする。また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

・ 訓練認定規模に占める各コース及び分野の割合は、応募者数や認定申請件数など、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 基礎コース 20%程度

ロ 実践コース 80%程度

・ 実践コースのうち介護系、医療事務系、デジタル系の3分野並びに、その他の成長分野及び人材不足分野の実践コース全体の訓練認定規模に占める割合の目安については、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 介護系	10%程度
ロ 医療事務系	15%程度
ハ デジタル系	40%程度
ニ その他	35%程度

(※) 「デジタル系」は訓練分野番号の「02 IT分野」に、「11 デザイン分野」のうちWEBデザイン系コースを加えたものとする。

- ・ 訓練認定規模に占める地域別の割合については、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 熊本市	70%程度
ロ 熊本市以外	30%程度

- ・ より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置き、設定することとされている「地域ニーズ枠」については、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、訓練認定規模の10%以内で設定することとし、訓練機会が不足しているハローワーク天草・球磨・水俣管内で申請される基礎1コース、実践（介護系）1コースを「地域ニーズ枠」として優先的に認定することとする。
- ・ 求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練について、次の割合以下の範囲で新規参入枠として認定することとする。

イ 基礎コース	上限値 30%
ロ 実践コース	上限値 25%
- ・ 訓練受講生の修了後3ヶ月以内の雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。
- ・ 求職者支援訓練に係る認定単位期間は四半期ごととする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

① 熊本県立高等技術専門校（施設内訓練）

企業のニーズに基づき、事務系の訓練を実施する。 【定員 55人】

② 熊本県立技術短期大学校（施設内訓練）

ア 機械加工やアプリケーション開発等の機械、電子・情報系の訓練を実施する。 【定員 82人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

③ 熊本職業能力開発促進センター（施設内訓練）

ア 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなう。 【定員 1,914人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

④ 荒尾訓練センター（施設内訓練）

ア 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなう。 【定員 300人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

① 熊本県立高等技術専門学校

地域産業から求められる技能・知識のニーズに対応した即戦力となる中堅技術者・技能者の育成を図るため、自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科の3つの訓練科において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。 【定員 115人】

② 熊本県立技術短期大学校

地域産業の高度化、高付加価値化に対応できる高度な技能及び知識を備えた実践技術者の育成を図るため、精密機械技術科、機械システム技術科、電子情報技術科、情報システム技術科、半導体技術科の5つの訓練科において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。 【定員 200人】

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

熊本県立高等技術専門学校

① 施設内訓練

軽度の知的障がいのある方を対象とした訓練科（総合実務科）において、職業に関する基本的な知識・技能の習得と労働に耐えうる体力づくり、あいさつなどの社会生活に必要なマナー、商品販売等に関する技能・知識に係る訓練を実施する。 【定員 16人、目標就職率 100%】

② 委託訓練

ア IT、事務の2分野において、障がいの種類や程度に応じた多様な訓練を実施する。 【定員 93人、目標就職率 55%】

イ 企業、求職者のニーズに基づきオーダーメイド型の訓練も実施する。

③ 特別委託訓練

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、ソフトウェア開発等の技能、知識の習得を目的とした2年間の長期訓練を実施する。

【定員 20人、目標就職率 100%】

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関との連携

- ・ 公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び熊本県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ また、その際、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組が必要である。
- ・ このため、令和6年度においても地域職業能力開発促進協議会を開催して関係者の連携・協力の下、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとするほか、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。また、地域職業能力開発促進協議会においては、地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うため、ワーキンググループを設置する。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

① 公共職業訓練（離職者訓練）

- ・ 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化する。
- ・ 訓練実施機関とハローワークが連携し、就職未決定者のハローワークへの誘導を徹底するとともに、訓練効果を生かせる求人情報を提供する。

② 公共職業訓練（学卒者訓練）

- ・ 職業指導やジョブ・カードを活用したキャリア教育等、1学年次から、訓練修了後の就職を見据えたキャリア教育等を実施する。
- ・ 個々の訓練生の適性や能力に応じて、進路相談や就職相談等を実施する。

③ 障がい者等に対する公共職業訓練

（施設内訓練）

- ・ 年間5回の派遣実習を交えながら各事業所で実践的な職業訓練を行う。
- ・ 就労先の開拓を行いながら訓練効果を生かせる求人情報を提供するなど、個々の能力に応じた就職支援を実施する。
- ・ 訓練修了後や就職後も就職先・各支援機関と連携をとりながら、就職の定着支援を実施する。

（委託訓練）

- ・ 訓練期間中は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、障害者職業訓練

コーディネーター等が適宜訓練状況を関係機関に報告し、その内容が今後の就労相談等に活用されるような体系を構築することで、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

(特別委託訓練)

- ・ 半年間の基礎訓練終了後、個々の訓練生の希望職種に応じた適切なキャリアコンサルティングを行う。
- ・ 就職に必要な高度な知識や技術などを習得するために専門性の高い応用実習を行いながら、高度なIT人材の育成を目指す。

④ 求職者支援訓練

- ・ ハローワークにおいて、求職者支援訓練の受講を希望する求職者に対し、キャリアコンサルティングを通して適切な訓練コースの選定に関する助言及び援助を行うこととする。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。そのため、訓練期間中からジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを通して、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関とハローワークが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供等、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、ハローワークにおいても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カードを参考としつつ、就職支援に取り組んでいく。
- ・ なお、基礎コースの訓練修了者のうち受講中に作成したジョブ・カードの内容から安定した就職のためには、引き続き公共職業訓練を受講することが適切であると判断される者については、本人の希望を踏まえつつ、実践コース又は公共職業訓練の訓練コースの選定に関する助言及び援助を行うこととする。
- ・ 訓練実施規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野の訓練が設定されるよう努めることとする。

(3) 地域におけるリスクリングの推進に関する事業(「地域リスクリング推進事業」)

令和5年度地方財政対策のひとつとして、「地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置」が創設され、地域職業訓練実施計画に位置付けられる地方単独事業として実施される、地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業を対象としている。

なお、熊本県(市町村を含む)における地域リスクリング推進事業の実施に当たっては、令和6年度に開催する熊本県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。

離職者訓練実施計画参考資料（離職者向け）のR6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

熊本県

		全体計画数	公共訓練(都道府県)		公共訓練 (高齢・障害・求職者支 援機構)	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	523	0	433	0	90
	営業・販売・事務分野	555	0	555	0	0
	医療事務分野	175	0	100	0	75
	介護・医療・福祉分野	205	0	145	0	60
	農業分野	0	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	525	0	360	0	165
	製造分野	376	0	0	376	0
	建設関連分野	367	0	3	364	0
	橋渡し訓練	116	0	0	116	0
	理容・美容関連分野	4	0	4	0	0
	その他分野	217	0	17	0	200
求職者支援訓練(基礎コース)		163	0	0	0	163
合計		3,226	0	1,617	856	753
(参考) デジタル分野		1,313	0	778	280	255

※定員とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和7年度熊本県地域職業訓練実施計画

令和7年3月

熊本県

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部

熊本労働局

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と人材ニーズ、課題等

(1) 労働市場の動向と人材ニーズ

県内の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、インバウンドの上昇等、経済活動も活発化する一方、物価高騰による経済への影響も懸念される等不透明な状況にある中、令和6年12月の有効求人倍率は1.19倍となっており有効求人数が有効求職者数を上回る人手不足の状態が継続している。

また、半導体受託生産最大手企業の稼働開始や、半導体関連産業を含む各種産業で今後も進出が予想され人手不足は深刻な状況で、人材育成への取り組みを積極的に行う必要がある。

令和6年7月に県内自治体及び事業主団体に対して職業訓練ニーズに関するアンケート調査を実施した結果、雇用増大・改善に期待できる訓練科目は自治体、事業主団体とも「介護・医療・福祉分野」及び「IT分野」が上位を占め、特に「介護・医療・福祉分野」においては人手不足が深刻である。

地域の特性に応じた訓練による人材確保や人手不足の課題改善のためには、離職者等の再就職に資する職業訓練の実施とともに、在職者の生産性向上に資する訓練など、地域ニーズに応じた多様な職業能力開発の機会を提供することが重要となっている。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和6年11月現在で46,402人（前年同月比100.6%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和6年11月末現在で20,596人（前年同月比103.0%）であった。

なお、令和6年度の公的職業訓練の受講者については以下のとおりである。

〈令和6年4月～12月〉

離職者に対する公共職業訓練	1,313人（前年同期比	92.9%）
求職者支援訓練	450人（前年同期比	90.7%）

実施主体／訓練区分		受講者数	受講者数 対前年 同期比	就職率
①公共職業訓練（離職者訓練）				
ア	熊本県立高等技術専門校 （委託訓練）	765人	92.1%	74.6%
イ	熊本職業能力開発促進センター （施設内訓練）	377人	94.0%	94.3%
ウ	荒尾訓練センター （施設内訓練）	171人	94.5%	84.3%
②公共職業訓練（在職者訓練）				
ア	熊本県立高等技術専門校 （施設内訓練）	0人	0%	—

イ	熊本県立技術短期大学校	(施設内訓練)	19人	76.0%	—
ウ	熊本職業能力開発促進センター	(施設内訓練)	1,254人	100.9%	—
エ	荒尾訓練センター	(施設内訓練)	128人	164.1%	—
③公共職業訓練(学卒者訓練)					
ア	熊本県立高等技術専門学校	(施設内訓練)	57人	105.6%	100%
イ	熊本県立技術短期大学校	(施設内訓練)	197人	102.6%	90.5%
④障がい者等に対する公共職業訓練					
ア	熊本県立高等技術専門学校	(施設内訓練)	7人	87.5%	100%
		(委託訓練)	44人	88.0%	22.2%
		(特別委託訓練)	19人	118.8%	77.8%
⑤求職者支援訓練					
		(基礎コース)	27人	44.3%	71.4%
		(実践コース)	423人	97.2%	50.6%

(注) 受講者数及び就職率について

※受講者数：令和6年12月入所までを集計

※就職率：①及び④の委託訓練は令和6年8月までに修了したコースを集計

①の施設内訓練は令和6年9月までに修了したコースを集計

③及び④の施設内訓練及び特別委託訓練は令和7年3月に修了するコースの見込みを集計

⑤は令和6年7月までに修了したコースの雇用保険適用就職率を集計

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和5年度の公的職業訓練を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野として、「介護・医療・福祉分野」「IT分野」
 - ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野としては、「営業・販売・事務分野」「デザイン分野」
 - ③ 計画数と実績に乖離あり
 - ④ 半導体を含む多くの産業において人材が質・量とも不足
- といった、課題があり、

①については、応募・受講しやすい開講時期・開講場所の調整を行うとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化、リーフレットの見直しや SNS 等を活用した効果的な周知・広報の強化を行う。

②については、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるよう、ハローワーク訓練窓口職員の知識向上や、事前説明会・見学会の機会確保を図る。また、ハローワークと訓練実施機関が連携した情報共有による求人確保と就職支援を強化する。

③④については、地域の人材ニーズに対応する訓練コースの一層の設定推進を行いつつ、①②の取り組みを併せて行う。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 離職者に対する公共職業訓練

ア 熊本県立高等技術専門校（委託訓練）

(ア) デジタル、事務、介護の3分野において、知識・技能の習得を目的とした3～7か月の短期訓練を実施するとともに、育児等により外出が制限される者や、居住地域に訓練環境がない者に対して在宅訓練（eラーニング）を実施する。

【定員 1,585 人、目標就職率 75%】

(イ) 国家資格の取得等の高度な知識・技能の習得を目的とした1～2年の長期訓練（介護、保育、その他分野）を実施する。

【定員 34 人、目標就職率 75%】

イ 熊本職業能力開発促進センター（施設内訓練）

熊本労働局、ハローワーク等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科 10 科を設定する。

【定員 496 人（橋渡し訓練 80 人は除く）、目標就職率 82.5%】

ウ 荒尾訓練センター（施設内訓練）

熊本労働局、ハローワーク等と連携し、求人ニーズに沿ったものづくり分野の職業訓練科 5 科を設定する。

【定員 244（橋渡し訓練 36 人は除く）人、目標就職率 82.5%】

② 求職者支援訓練

- 令和7年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、570 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 761 人を上限とする。

- ・ 訓練内容については、基礎的能力を習得することを目的とした職業訓練（基礎コース）及び、基礎的能力から実践的能力まで一括して習得することを目的とした職業訓練（実践コース）を設定する。
- ・ 設定に際しては、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに地域における産業の動向や求人ニーズ等を踏まえたものとする。また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模に占める各コース及び分野の割合は、応募者数や認定申請件数など、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 基礎コース	20%程度
ロ 実践コース	80%程度
- ・ 実践コースのうち介護系、医療事務系、デジタル系の3分野並びに、その他の成長分野及び人材不足分野の実践コース全体の訓練認定規模に占める割合の目安については、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 介護系	12%程度
ロ 医療事務系	12%程度
ハ デジタル系	44%程度
ニ その他	32%程度

(※) 「デジタル系」は訓練分野番号の「02 IT分野」に、「11 デザイン分野」のうちWEBデザイン系コースを加えたものとする。
- ・ 訓練認定規模に占める地域別の割合については、これまでの実績等を踏まえ、次のとおりとする。

イ 熊本市	70%程度
ロ 熊本市以外	30%程度
- ・ より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置き、設定することとされている「地域ニーズ枠」については、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、訓練認定規模の10%以内で設定することとし、訓練機会が不足しているハローワーク天草・球磨・水俣管内で申請される基礎1コース、実践（介護系）1コースを「地域ニーズ枠」として優先的に認定することとする。
- ・ 求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練について、次の割合以下の範囲で新規参入枠として認定することとする。

イ 基礎コース	上限値 30%
ロ 実践コース	上限値 25%
- ・ 訓練受講生の修了後3ヶ月以内の雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

- ・ 求職者支援訓練に係る認定単位期間は四半期ごととする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

① 熊本県立高等技術専門校（施設内訓練）

企業のニーズに基づき、事務系の訓練を実施する。 【定員 35人】

② 熊本県立技術短期大学校（施設内訓練）

ア 機械加工やアプリケーション開発等の機械、電子・情報系の訓練を実施する。

【定員 94人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

③ 熊本職業能力開発促進センター（施設内訓練）

ア 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなう。

【定員 1,895人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

④ 荒尾訓練センター（施設内訓練）

ア 熊本労働局、各種産業団体及び連合会、教育訓練機関と連携し、中小企業を主体とした従業員育成をおこなう。

【定員 270人】

イ 企業のニーズに基づくオーダーメイド型の訓練を実施する。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

① 熊本県立高等技術専門校

地域産業から求められる技能・知識のニーズに対応した即戦力となる中堅技術者・技能者の育成を図るため、自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科の3つの訓練科において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。

【定員 115人】

② 熊本県立技術短期大学校

地域産業の高度化、高付加価値化に対応できる高度な技能及び知識を備えた実践技術者の育成を図るため、精密機械技術科、機械システム技術科、電子情報技術科、情報システム技術科、半導体技術科の5つの訓練科において、主として新規学卒者を対象とした訓練を実施する。

【定員 200人】

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

熊本県立高等技術専門校

① 施設内訓練

知的障がいのある方を対象とした訓練科（総合実務科）において、職業に関する基

本的な知識・技能の習得と労働に耐えうる体力づくり、あいさつなどの社会生活に必要なマナー、商品販売等に関する技能・知識に係る訓練を実施する。

【定員 16 人、目標就職率 100%】

② 委託訓練

ア IT、事務の 2 分野において、障がいの種類や程度に応じた多様な訓練を実施する。

【定員 88 人、目標就職率 55%】

イ 企業、求職者のニーズに基づきオーダーメイド型の訓練も実施する。

ウ 在職者に対し、コミュニケーション技術等を身に付ける訓練を実施する。

【定員 8 人】

③ 特別委託訓練

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、ソフトウェア開発等の技能、知識の習得を目的とした 2 年間の長期訓練を実施する。

【定員 20 人、目標就職率 100%】

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 職業能力開発にかかるイベントの開催等

SNS 等を活用した周知のほか、県内公的職業訓練にかかるイベントの開催、関係機関が行うイベントへの参加や協力を行うこと等、周知・広報に努め職業能力開発を促進する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進

デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な訓練受講などを対象として利用可能な助成金であり、企業内において実施される人材育成を支援するため利用を促進する。

(3) 地域におけるリスクリングの推進に関する事業（「地域リスクリング推進事業」）

令和 5 年度地方財政対策のひとつとして、「地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置」が創設され、地域職業訓練実施計画に位置付けられる地方単独事業として実施される、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業を対象としている。

なお、熊本県(市町村を含む)における地域リスクリング推進事業の実施に当たっては、令和 7 年度に開催する熊本県地域職業能力開発促進協議会において事業一覧を報告することとする。

ハロートレーニング（離職者向け）のR7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

熊本県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	488	0	383	0	105
	営業・販売・事務分野	560	0	560	0	0
	医療事務分野	170	0	95	0	75
	介護・医療・福祉分野	220	0	145	0	75
	農業分野	0	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	571	0	410	0	161
	製造分野	480	0	0	480	0
	建設関連分野	378	0	2	376	0
	理容・美容関連分野	6	0	6	0	0
	その他分野	213	0	18	0	195
求職者支援訓練（基礎コース）		150	0	0	0	150
合計		3,236	0	1,619	856	761
（参考） デジタル分野		1,339	0	793	280	266

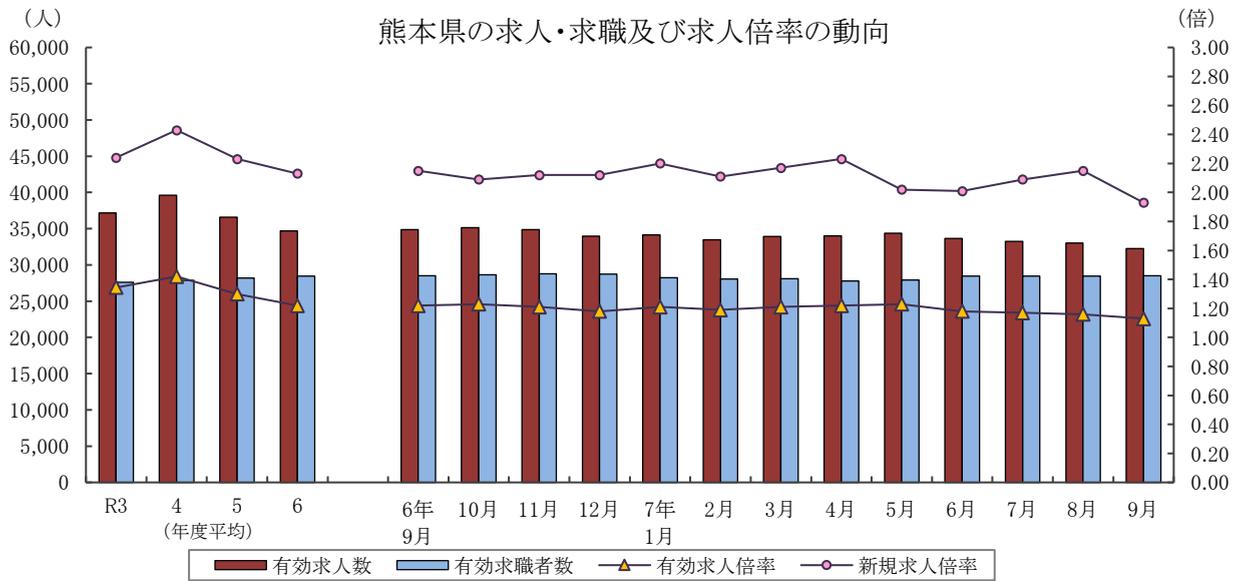
※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和7年10月31日(金)
【照会先】
職業安定部 職業安定課
課長 中村 朗子
地方労働市場情報官 今村 順子
TEL:096-211-1703 FAX:096-323-3663

報道関係者 各位

一般職業紹介状況（令和7年9月分）

- ❖ 令和7年9月の有効求人倍率は1.13倍で、前月に比べて0.03ポイント低下。
- ❖ 令和7年9月の新規求人倍率は1.93倍で、前月に比べて0.22ポイント低下。



	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率		新規求人倍率		完全失業者率 (%)	完全失業者数 (万人)
	熊本県	熊本県	熊本県	全国	熊本県	全国	全国	全国
R3年度	37,156	27,621	1.35	1.16	2.24	2.08	2.8	191
4年度	39,590	27,867	1.42	1.31	2.43	2.30	2.6	178
5年度	36,577	28,198	1.30	1.29	2.23	2.28	2.6	178
6年度	34,714	28,464	1.22	1.25	2.13	2.26	2.5	175
7年 2月	33,460	28,042	1.19	1.24	2.11	2.30	2.4	165
3月	33,907	28,092	1.21	1.26	2.17	2.32	2.5	180
4月	34,016	27,777	1.22	1.26	2.23	2.24	2.5	188
5月	34,372	27,925	1.23	1.24	2.02	2.14	2.5	183
6月	33,672	28,477	1.18	1.22	2.01	2.18	2.5	176
7月	33,269	28,442	1.17	1.22	2.09	2.17	2.3	169
8月	33,024	28,464	1.16	1.20	2.15	2.15	2.6	182
9月	32,234	28,527	1.13	1.20	1.93	2.14	2.6	184

(注) 1. 各年度は原数値(平均値)、各月は季節調整値、月次の完全失業者数は原数値。
 2. 令和6年12月以前の季節調整値は新季節指数により改定されている。
 3. 完全失業者率・失業者数は、「労働力調査」(総務省統計局)より引用。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

I 労働市場の概況

【令和7年9月の県内の概況】

新規求職申込件数(原数値)は前年同月比1.3%減で、2か月ぶりに減少となりました。

新規求人数(同)は同11.5%減で、5か月連続で減少となりました。運輸業・郵便業では増加、建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業(他に分類されないもの)では減少となりました。

有効求人倍率(季節調整値)は、前月比で有効求人数(同)が減少し、有効求職者数(同)が増加したことにより、有効求人倍率は前月を下回りました。

○求人倍率の動向

9月の有効求人数(季節調整値)は、前月比2.4%減の32,234人で、4か月連続で減少となりました。

一方、有効求職者数(同)は前月比0.2%増の28,527人で、2か月連続で増加となりました。

この結果、求職者1人当たりの有効求人数の割合を示す有効求人倍率(季節調整値)は、前月から0.03ポイント下回り1.13倍となりました。

正社員の有効求人倍率(原数値)は1.06倍で、前年同月を0.02ポイント下回りました。

○求人動向

新規求人数(原数値)は、前年同月比11.5%減の11,161人で、5か月連続で減少となりました。

うち一般フルタイム求人(同)は同10.2%減の7,605人で5か月連続で減少となり、一般パートタイム求人(同)は同14.1%減の3,556人で5か月連続で減少となりました。

これを主要産業別にみると、前年同月比運輸業・郵便業(3.1%増)で増加となり、建設業(7.5%減)、製造業(18.2%減)、卸売業・小売業(6.5%減)、宿泊業・飲食サービス業(2.8%減)、医療・福祉(3.3%減)、サービス業(他に分類されないもの)(29.9%減)で減少となりました。

○求職動向

新規求職申込件数(原数値)は、前年同月比1.3%減の5,361人で、2か月ぶりに減少となりました。

うち一般フルタイムは前年同月と同値の3,219人、一般パートタイムは前年同月比3.1%減の2,142人で4か月ぶりに減少となりました。

常用求職者(パートを含む)を在職者・離職者・無業者の態様別にみると、前年同月比で、在職者は1.4%増の1,391人で4か月連続で増加、離職者は2.1%減の3,446人で2か月ぶりに減少、無業者は0.8%減の511人で3か月ぶりに減少となりました。

また離職者のうち、事業主都合離職者は3.9%増の665人で6か月ぶりに増加、自己都合離職者は3.0%減の2,608人で2か月ぶりに減少、前職自営等は6.8%減の69人で3か月連続で減少となりました。

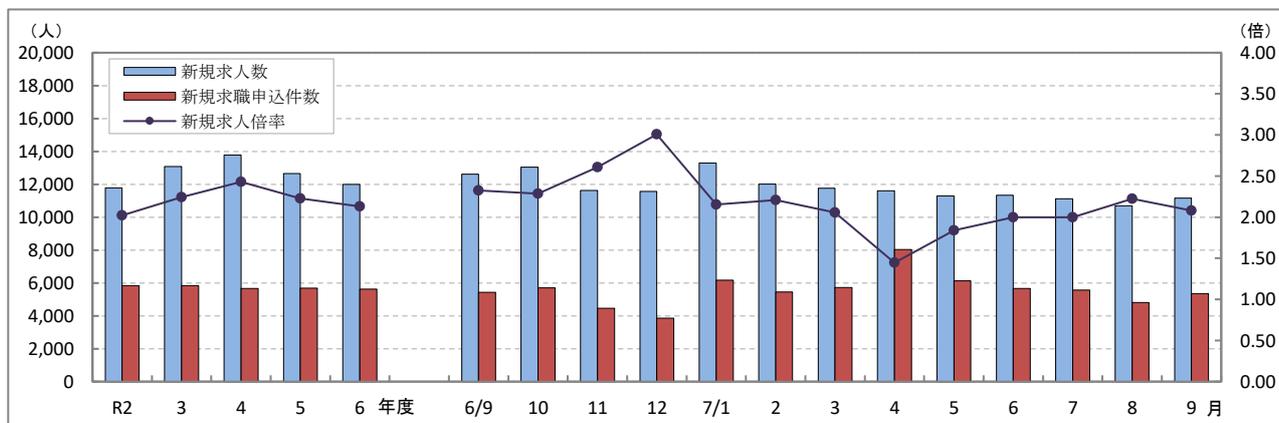
新規常用求職者(パートを含む)全体では、1.1%減の5,348人で2か月ぶりに減少となりました。

○就職動向

就職件数は、前年同月比0.2%増の1,657件で、3か月連続で増加となりました。

新規求職者に対する就職件数の割合(就職率)は30.9%となり、前年同月を0.4ポイント上回りました。

新規求人数・新規求職申込件数・新規求人倍率の年度別及び月別推移(全数・原数値)



(注) 文中の正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。また、産業分類は、令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分である。(第14表産業別・規模別新規求人状況も同様である。)

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、表紙の注4を参照。

第1表 職業紹介状況 総括

項目		7年 9月	7年 8月	6年 9月	前年同月比 (%・ポイント)	
全 数	① 新規求職申込件数	5,361	4,806	5,429	▲ 1.3	
	② 月間有効求職者数	原数値	28,595	28,589	28,505	0.3
		季節調整値	28,527	28,464	28,513	(前月比) 0.2
	③ 新規求人数	11,161	10,685	12,611	▲ 11.5	
	④ 月間有効求人数	原数値	31,792	31,568	34,308	▲ 7.3
		季節調整値	32,234	33,024	34,889	(前月比) ▲ 2.4
	⑤ 紹介件数	4,102	3,487	4,218	▲ 2.8	
	⑥ 就職件数	1,657	1,367	1,654	0.2	
	⑦ 有効求人倍率	原数値	1.11	1.10	1.20	▲ 0.09
		季節調整値	1.13	1.16	1.22	(前月比) ▲ 0.03
	⑧ 新規求人倍率	原数値	2.08	2.22	2.32	▲ 0.24
	⑨ 充足数	1,619	1,331	1,592	1.7	
就職率 (⑥/①×100)	30.9	28.4	30.5	0.4		
充足率 (⑨/③×100)	14.5	12.5	12.6	1.9		
一 般 フ ル タ イ ム	① 新規求職申込件数	3,219	2,967	3,219	0.0	
	② 月間有効求職者数	15,987	15,991	16,250	▲ 1.6	
	③ 新規求人数	7,605	7,147	8,469	▲ 10.2	
	④ 月間有効求人数	21,396	21,200	22,966	▲ 6.8	
	⑤ 紹介件数	2,468	2,137	2,518	▲ 2.0	
	⑥ 就職件数	912	788	880	3.6	
	⑦ 充足数	889	776	855	4.0	
	就職率 (⑥/①×100)	28.3	26.6	27.3	1.0	
	充足率 (⑦/③×100)	11.7	10.9	10.1	1.6	
常 用	① 新規求職申込件数	3,215	2,820	3,213	0.1	
	② 月間有効求職者数	15,802	15,619	15,984	▲ 1.1	
	③ 新規求人数	6,922	6,517	7,143	▲ 3.1	
	④ 月間有効求人数	19,550	19,253	20,138	▲ 2.9	
	⑤ 就職件数	883	760	827	6.8	
一 般 パ ー ト タ イ ム	① 新規求職申込件数	2,142	1,839	2,210	▲ 3.1	
	② 月間有効求職者数	12,608	12,598	12,255	2.9	
	③ 新規求人数	3,556	3,538	4,142	▲ 14.1	
	④ 月間有効求人数	10,396	10,368	11,342	▲ 8.3	
	⑤ 紹介件数	1,634	1,350	1,700	▲ 3.9	
	⑥ 就職件数	745	579	774	▲ 3.7	
	⑦ 充足数	730	555	737	▲ 0.9	
	就職率 (⑥/①×100)	34.8	31.5	35.0	▲ 0.2	
	充足率 (⑦/③×100)	20.5	15.7	17.8	2.7	
正 社 員	① 新規求人数	5,878	5,551	6,089	▲ 3.5	
	② 有効求人数	16,781	16,661	17,207	▲ 2.5	
	③ 紹介件数	1,930	1,688	1,975	▲ 2.3	
	④ 就職件数	736	646	686	7.3	
	⑤ 有効求人倍率	1.06	1.07	1.08	▲ 0.02	
	⑥ 充足数	721	640	674	7.0	

※ 常用には常用的パートタイムを含まない。 正社員有効求人倍率(正社員②/常用②)は原数値

※ 令和6年12月以前の季節調整値は新季節指数により改定されている。

※ 表紙の注4を参照。

第2表 ハローワーク別有効求人倍率の推移 全数 <原数値>

年度	熊本	上益城	八代	菊池	玉名	天草	球磨	宇城	阿蘇	水俣	局計
R2年度	1.35	1.00	1.13	1.06	0.99	0.95	1.08	1.20	1.15	1.26	1.19
3年度	1.43	1.47	1.18	1.36	1.13	1.05	1.49	1.31	1.41	1.39	1.35
4年度	1.55	1.59	1.13	1.34	1.25	1.10	1.48	1.40	1.53	1.64	1.42
5年度	1.46	1.32	1.02	1.20	1.12	1.08	1.34	1.18	1.47	1.38	1.30
6年度	1.34	1.22	0.95	1.20	1.06	1.07	1.21	1.14	1.45	1.26	1.22
6年 9月	1.34	1.19	0.93	1.22	0.96	1.08	1.14	1.09	1.39	1.21	1.20
10月	1.41	1.29	0.94	1.24	1.01	1.10	1.16	1.11	1.42	1.21	1.25
11月	1.44	1.32	0.99	1.28	1.19	1.08	1.16	1.18	1.48	1.37	1.30
12月	1.44	1.29	1.07	1.36	1.22	1.18	1.23	1.29	1.57	1.45	1.34
7年 1月	1.45	1.31	1.05	1.33	1.26	1.16	1.30	1.27	1.51	1.30	1.34
2月	1.43	1.16	1.06	1.28	1.18	1.15	1.32	1.19	1.57	1.32	1.30
3月	1.38	1.11	1.04	1.18	1.17	1.10	1.16	1.10	1.52	1.37	1.25
4月	1.25	0.96	0.91	1.09	1.02	1.00	1.06	1.06	1.41	1.32	1.13
5月	1.22	0.92	0.83	1.03	0.97	0.95	1.01	1.05	1.33	1.26	1.09
6月	1.22	0.92	0.79	1.10	0.95	0.94	1.07	1.01	1.27	1.14	1.08
7月	1.21	0.96	0.77	1.14	0.96	0.95	1.08	1.02	1.32	1.19	1.09
8月	1.24	0.92	0.78	1.13	0.96	0.95	1.09	1.02	1.40	1.27	1.10
9月	1.24	0.89	0.88	1.10	0.97	0.97	1.04	1.05	1.34	1.22	1.11

第3表 全国・九州・熊本県雇用情勢指数 全数

年度	完全失業率		有効求人倍率						新規求人倍率			就職率(%)		
	全国	失業者数 (万人)	熊本	全国	九州	熊本	うち一般パート		全国	九州	熊本	全国	九州	熊本
R2年度	2.9	199	2.8	1.10	1.05	1.19	1.18	1.10	1.90	1.77	2.02	26.5	31.8	32.8
3年度	2.8	191	2.8	1.16	1.14	1.35	1.16	1.12	2.08	1.92	2.24	26.8	31.2	32.9
4年度	2.6	178	2.6	1.31	1.33	1.42	1.31	1.20	2.30	2.04	2.43	26.8	42.1	32.5
5年度	2.6	178	2.4	1.29	1.24	1.30	1.28	1.11	2.28	2.13	2.23	26.8	31.0	31.6
6年度	2.5	175	2.5	1.25	1.18	1.22	1.19	0.96	2.26	2.08	2.13	25.9	29.9	30.1
6年 9月	2.4	173	2.6	1.25	1.19	1.22	1.19	0.94	2.20	1.99	2.15	25.7	29.0	30.5
10月	2.5	170	2.2	1.25	1.19	1.23	1.20	0.94	2.25	2.08	2.09	26.4	30.3	31.0
11月	2.5	164		1.25	1.18	1.21	1.19	0.93	2.25	2.09	2.12	27.9	31.9	33.9
12月	2.5	154		1.25	1.18	1.18	1.18	0.90	2.27	2.04	2.12	28.3	34.0	36.5
7年 1月	2.5	163	2.5	1.26	1.18	1.21	1.18	0.97	2.32	2.15	2.20	18.8	21.8	21.4
2月	2.4	165		1.24	1.16	1.19	1.16	0.96	2.30	2.16	2.11	26.4	30.2	32.3
3月	2.5	180		1.26	1.17	1.21	1.17	0.96	2.32	2.03	2.17	33.2	40.5	40.0
4月	2.5	188	2.6	1.26	1.17	1.22	1.18	0.93	2.24	2.07	2.23	20.4	23.5	23.3
5月	2.5	183		1.24	1.16	1.23	1.18	0.92	2.14	1.98	2.02	24.9	28.9	29.6
6月	2.5	176		1.22	1.15	1.18	1.15	0.87	2.18	1.95	2.01	27.1	30.7	30.2
7月	2.3	169	—	1.22	1.15	1.17	1.16	0.88	2.17	1.97	2.09	25.3	29.7	30.6
8月	2.6	182		1.20	1.12	1.16	1.14	0.86	2.15	1.93	2.15	23.1	26.0	28.4
9月	2.6	184		1.20	1.11	1.13	1.14	0.84	2.14	1.97	1.93	25.4	29.0	30.9

(注)・各年度は原数値(平均値)、各月は季節調整値、月次の失業者数・就職率は原数値
 ・令和6年12月以前の季節調整値は新季節指数により改定されている。
 ・完全失業者率・失業者数は、「労働力調査」(総務省統計局)より引用
 ・熊本の失業率はモデル推計値(年平均・四半期平均)
 ・表紙の注4を参照

第4表 職業紹介状況 全数

	①	②	③	④	⑤	⑥			就職率 (⑥/①× 100) (%・ポイント)
	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数	新規 求人数	月間有効 求人数	紹介件数	就職件数	県外への 就職件数	雇用保険 受給者の 就職件数	
R2年度平均	5,831	28,048	11,788	33,237	5,206	1,910	168	627	32.8
3年度平均	5,829	27,621	13,083	37,156	4,951	1,915	179	596	32.9
4年度平均	5,666	27,867	13,769	39,590	4,488	1,842	173	583	32.5
5年度平均	5,675	28,198	12,646	36,577	4,378	1,792	177	576	31.6
6年度平均	5,632	28,464	11,996	34,714	4,291	1,697	180	545	30.1
6年 9月	5,429	28,505	12,611	34,308	4,218	1,654	195	571	30.5
10月	5,702	28,687	13,033	35,780	4,382	1,769	210	629	31.0
11月	4,459	27,532	11,630	35,750	3,880	1,510	146	518	33.9
12月	3,850	25,871	11,574	34,698	3,187	1,404	157	455	36.5
7年 1月	6,166	26,275	13,291	35,110	4,687	1,321	153	447	21.4
2月	5,447	27,142	12,018	35,391	5,009	1,761	159	501	32.3
3月	5,722	28,075	11,767	35,026	5,031	2,291	221	605	40.0
4月	8,025	29,877	11,600	33,747	4,763	1,868	157	563	23.3
5月	6,130	30,237	11,284	32,928	4,353	1,812	175	634	29.6
6月	5,670	29,852	11,334	32,359	4,443	1,715	186	591	30.2
7月	5,558	29,335	11,114	32,005	4,255	1,701	174	562	30.6
8月	4,806	28,589	10,685	31,568	3,487	1,367	145	503	28.4
9月	5,361	28,595	11,161	31,792	4,102	1,657	182	611	30.9
前年同月比	▲ 1.3	0.3	▲ 11.5	▲ 7.3	▲ 2.8	0.2	▲ 6.7	7.0	0.4
熊 本	2,216	11,989	5,321	14,879	1,767	511	61	196	23.1
上益城	211	1,271	415	1,125	165	69	12	28	32.7
八 代	444	2,363	766	2,083	337	170	18	58	38.3
菊 池	741	3,882	1,488	4,253	552	234	13	70	31.6
玉 名	470	2,571	856	2,497	379	176	40	69	37.4
天 草	316	1,708	594	1,649	224	136	9	53	43.0
球 磨	304	1,451	450	1,509	213	129	9	51	42.4
宇 城	398	2,180	810	2,282	307	130	12	55	32.7
阿 蘇	137	618	269	831	71	46	2	13	33.6
水 俣	124	562	192	684	87	56	6	18	45.2

※ 表紙の注4を参照。

第5表 産業別・規模別新規求人状況

産業別・規模別	7 年 9 月			7年8月	前年同月	対前年同月比
	一般フル	一般パート				
A・B 農・林・漁業	191	113	78	113	177	7.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	0	14	1	100.0
D 建設業	1,061	1,024	37	957	1,147	▲ 7.5
E 製造業	1,137	908	229	1,038	1,390	▲ 18.2
食料品製造業	242	119	123	191	321	▲ 24.6
飲料・たばこ・飼料製造業	6	6	0	5	7	▲ 14.3
繊維工業	33	12	21	22	18	83.3
木材・木製品製造業	22	21	1	29	43	▲ 48.8
家具・装備品製造業	8	6	2	9	8	0.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	6	1	9	16	▲ 56.3
印刷・同関連業	18	15	3	29	35	▲ 48.6
化学工業	27	14	13	21	29	▲ 6.9
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	1	▲ 100.0
プラスチック製品製造業	48	41	7	46	29	65.5
ゴム製品製造業	5	1	4	7	8	▲ 37.5
窯業・土石製品製造業	59	54	5	69	67	▲ 11.9
鉄鋼業	5	5	0	0	7	▲ 28.6
非鉄金属製造業	12	12	0	9	2	500.0
金属製品製造業	107	100	7	92	90	18.9
はん用機械器具製造業	13	13	0	19	20	▲ 35.0
生産用機械器具製造業	254	233	21	169	234	8.5
業務用機械器具製造業	25	23	2	10	19	31.6
電子部品・デバイス・電子回路製造業	110	107	3	164	167	▲ 34.1
電気機械器具製造業	76	65	11	51	56	35.7
情報通信機械器具製造業	6	4	2	14	14	▲ 57.1
輸送用機械器具製造業	47	44	3	48	170	▲ 72.4
その他の製造業	7	7	0	25	29	▲ 75.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	7	0	11	8	▲ 12.5
G 情報通信業	114	84	30	103	117	▲ 2.6
H 運輸業、郵便業	496	429	67	375	481	3.1
I 卸売業、小売業	1,057	619	438	1,039	1,131	▲ 6.5
J 金融業、保険業	79	55	24	36	91	▲ 13.2
K 不動産業、物品賃貸業	130	78	52	223	174	▲ 25.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	277	205	72	187	208	33.2
M 宿泊業、飲食サービス業	732	254	478	515	753	▲ 2.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	320	203	117	352	481	▲ 33.5
O 教育、学習支援業	108	47	61	149	196	▲ 44.9
P 医療、福祉	3,651	2,254	1,397	3,792	3,776	▲ 3.3
Q 複合サービス事業	100	93	7	39	62	61.3
R サービス業(他に分類されないもの)	1,606	1,198	408	1,513	2,290	▲ 29.9
S・T 公務・その他	93	32	61	229	128	▲ 27.3
合 計	11,161	7,605	3,556	10,685	12,611	▲ 11.5
29人以下	7,478	4,980	2,498	6,884	8,454	▲ 11.5
30～99人	2,341	1,612	729	2,133	2,659	▲ 12.0
100～299人	924	732	192	1,053	1,024	▲ 9.8
300～499人	115	82	33	168	152	▲ 24.3
500～999人	212	113	99	286	169	25.4
1,000人以上	91	86	5	161	153	▲ 40.5

主要産業における対前年同月比の推移

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
主要産業別	D 建設業	▲ 9.5	▲ 3.7	4.0	▲ 6.2	5.6	▲ 7.5
	E 製造業	4.7	▲ 1.5	▲ 5.7	3.1	1.7	▲ 18.2
	H 運輸業、郵便業	17.5	1.4	6.6	25.4	▲ 0.8	3.1
	I 卸売業、小売業	▲ 4.1	0.9	▲ 11.4	▲ 13.6	3.7	▲ 6.5
	M 宿泊業、飲食サービス業	▲ 17.3	▲ 31.9	▲ 6.4	▲ 25.3	▲ 17.6	▲ 2.8
	P 医療、福祉	6.1	▲ 11.3	▲ 0.7	▲ 4.3	▲ 9.3	▲ 3.3
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 0.5	1.0	▲ 4.5	2.3	▲ 17.1	▲ 29.9
産業別合計(求人合計)		1.6	▲ 5.9	▲ 5.5	▲ 2.3	▲ 4.9	▲ 11.5

※ 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

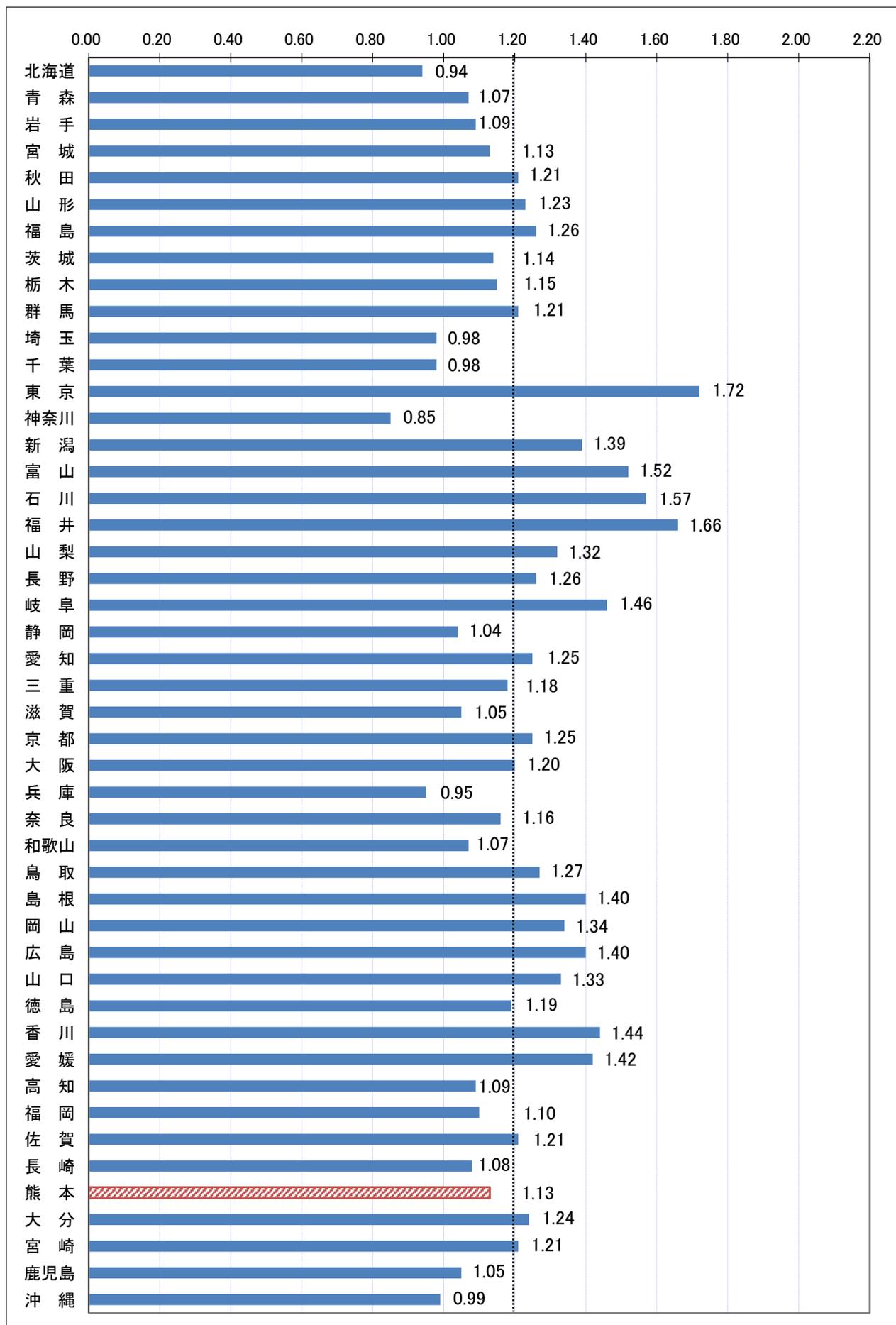
第6表 雇用保険適用給付状況 総括

	雇用保険適用状況						雇用保険給付状況			
	一般・高年齢・短期雇用特例						基本手当等			
	適用事業所	被保険者	資格取得	資格喪失	うち事業主の都合	離職票交付	受給資格決定	初回受給者	受給者実人員	支給総額(千円)
2年度平均	34,290	498,668	7,698	7,336	467	5,335	2,571	2,254	8,200	991,412
3年度平均	34,637	499,659	7,400	7,295	361	5,266	2,357	2,051	7,434	917,084
4年度平均	35,122	500,233	7,923	7,795	350	5,537	2,376	2,051	7,145	887,849
5年度平均	35,453	502,297	7,995	7,804	420	5,656	2,455	2,144	7,576	951,253
6年度平均	35,727	503,310	7,646	7,680	406	5,614	2,444	2,158	7,703	981,348
6年 9月	35,546	503,786	6,212	7,081	320	5,123	2,320	1,928	8,389	1,105,965
10月	35,621	504,269	7,935	7,974	485	5,726	2,543	2,111	8,060	1,109,661
11月	35,682	505,680	6,789	5,664	293	4,095	1,944	1,980	7,407	914,480
12月	35,731	506,049	5,801	5,455	276	3,561	1,501	1,635	7,193	842,443
7年 1月	35,775	504,615	6,204	7,787	382	5,835	2,266	1,759	7,267	1,012,408
2月	35,832	504,308	5,707	5,963	414	4,381	2,174	1,821	6,957	842,268
3月	35,834	503,799	6,046	6,327	308	4,594	2,037	1,564	6,600	816,438
4月	35,862	497,261	9,857	16,130	1,060	12,322	3,515	2,538	7,074	945,117
5月	35,916	503,256	13,872	8,034	295	5,608	3,974	3,494	8,418	1,169,811
6月	35,956	506,071	9,545	6,707	300	4,861	2,671	2,580	8,335	1,009,623
7月	35,958	505,171	6,899	7,660	429	5,492	2,333	3,410	9,560	1,333,643
8月	35,991	504,357	5,488	6,293	274	4,687	2,113	2,192	9,171	1,177,863
9月	35,674	503,863	6,105	6,643	350	4,969	2,285	2,162	9,476	1,265,235
前月比	▲ 0.9	▲ 0.1	11.2	5.6	27.7	6.0	8.1	▲ 1.4	3.3	7.4
前年同月比	0.4	0.02	▲ 1.7	▲ 6.2	9.4	▲ 3.0	▲ 1.5	12.1	13.0	14.4
熊本	14,991	231,239	2,976	3,292	154	2,481	959	898	3,947	529,570
(上益城)	1,840	25,024	273	291	20	227	125	93	407	56,818
八代	2,875	32,612	433	383	13	264	148	168	686	88,857
菊池	4,964	81,517	985	1,065	48	777	345	342	1,425	191,053
玉名	2,619	34,600	372	474	43	334	184	188	846	112,844
天草	2,284	22,581	221	294	36	240	103	94	507	65,923
球磨	1,667	19,950	217	238	10	174	116	121	464	61,589
宇城	2,479	32,421	367	375	17	290	189	162	801	104,686
阿蘇	1,227	13,220	160	146	7	108	66	50	189	26,163
水俣	728	10,699	101	85	2	74	49	43	193	25,731
運輸支局	-	-	-	-	-	-	1	3	11	1,997

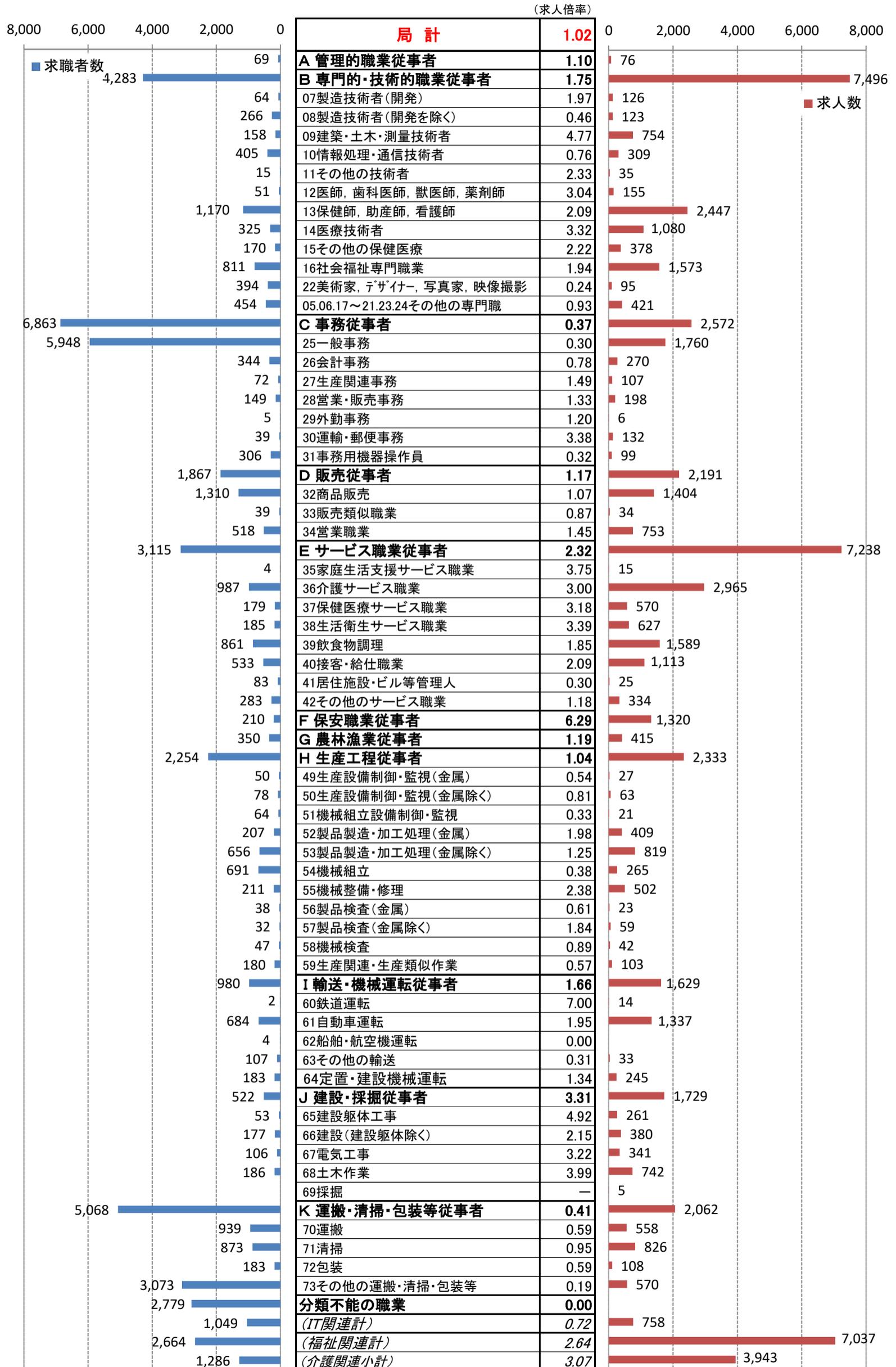
(注) 基本手当等：基本手当基本分(所定日数内) + 高年齢求職者給付
 運輸支局：九州地方運輸局熊本運輸支局三角庁舎にて雇用保険受給手続

第1図 都道府県別有効求人倍率 全数 <季節調整値>

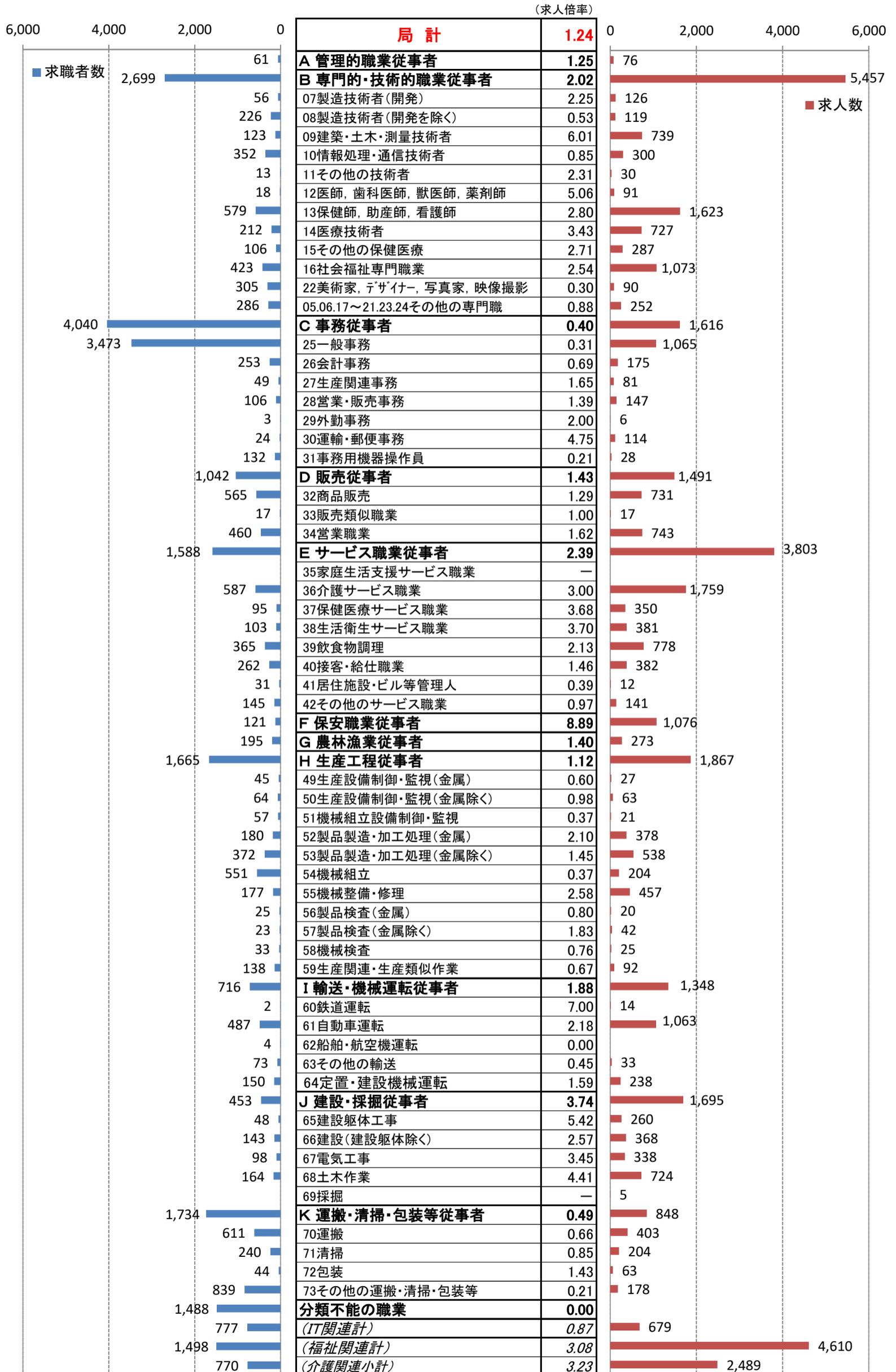
令和7年 9月 全国平均 1.20 倍



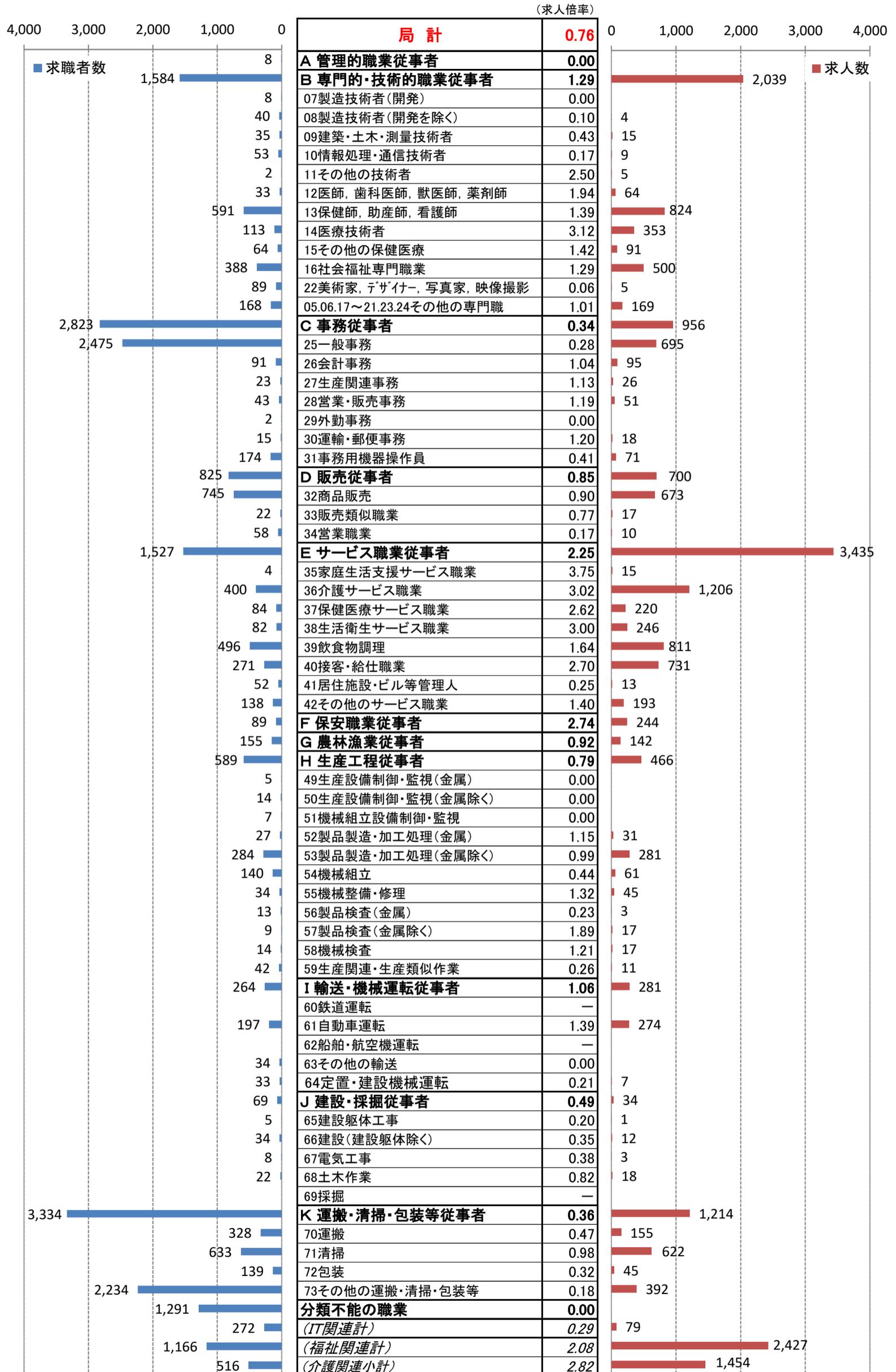
職業別<中分類>常用計 有効求人・求職・求人倍率 (令和7年9月)



職業別<中分類>常用的フルタイム 有効求人・求職・求人倍率 (令和7年9月)



職業別<中分類>常用的パートタイム 有効求人・求職・求人倍率 (令和7年9月)



熊本労働局
職業安定部
Instagram

熊本労働局職業安定部
イメージキャラクター
「くまほん」

熊本労働局職業安定部・局内ハローワークの
イベント情報などをチェック！！

検索でフォロー
ID
kuma_anteibu

2次元バーコード
でフォロー
KUMA_ANTEIBU

熊本労働局職業安定部
熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
開庁時間:8:30~17:15(土・日・祝休)

【熊本労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/corse.html



熊本労働局

お題 求職者支援訓練

出演 ハロートレニグ

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

【求職者支援訓練PR動画】

求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ*を目指す方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象

**¥ 月10万円
給付金**

訓練期間中の生活を支援するため、**収入や資産などの要件を満たした方は**、給付金を受給しながら訓練を受講できます



**無料の
職業訓練**

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます
(テキスト代などは自己負担)



**就職
サポート**

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します

□ どういう方が利用できる？



給付金を受けて訓練を受講する方		給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の適用がなかった離職者の方 ● フリーランス・自営業を廃業した方 ● 雇用保険の受給が終了した方など 	離職者	<ul style="list-style-type: none"> ● 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など 	在職者	<ul style="list-style-type: none"> ● 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

□ 制度活用の主な要件

訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと



制度については
こちらの動画も
ご覧ください



給付金の要件

- ① 本人収入が月8万円以下
 - ② 世帯全体の収入が月30万円以下
 - ③ 世帯全体の金融資産が300万円以下
 - ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - ⑤ 訓練実施日**全てに出席**する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める）であっても、**8割以上出席**する。）
 - ⑥ 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
 - ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない
 - ⑧ 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
- ※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（通所手当）を受給することが可能です。

■ 10・11・12月の訓練コース（求職者支援訓練）

管轄	訓練科名	分野	訓練実施機関名	定員	募集開始日	募集終了日	選考年月日	選考結果通知日	訓練期間	訓練期間開始日	訓練期間終了日
球磨	再就職に活かす表計算&AI実践科	営業・販売・事務	有限会社システムランド	15	R7.9.3	R7.10.2	R7.10.7	R7.10.10	3	R7.10.24	R8.1.23
熊本	WEB・映像クリエイター養成科	デザイン	有限会社アトム開発	15	R7.9.8	R7.10.6	R7.10.9	R7.10.15	6	R7.10.28	R8.4.27
熊本	3か月で学べる簿記・パソコン習得科	営業・販売・事務	東京会計株式会社	15	R7.9.16	R7.10.14	R7.10.17	R7.10.22	3	R7.11.5	R8.2.2
熊本	パソコン総合スキル実践科	営業・販売・事務	株式会社アドバン	15	R7.9.24	R7.10.22	R7.10.27	R7.10.30	5	R7.11.13	R8.4.10
熊本	Web・映像クリエイター養成科（短時間）フルオンライン	デザイン	キャリア教育ブラザ株式会社	14	R7.9.24	R7.10.22	R7.10.30	R7.11.5	5	R7.11.18	R8.4.17
熊本	基礎から学べるWEBデザイン/サイト制作/マーケティング科（eラーニングA）	デザイン	株式会社Wonderlabo	15	R7.9.24	R7.10.22	R7.10.30	R7.11.5	6	R7.11.18	R8.5.17
熊本	基礎から学べる簿記・パソコン習得科	営業・販売・事務	東京会計株式会社	15	R7.10.14	R7.11.10	R7.11.13	R7.11.18	4	R7.12.2	R8.3.30
八代	パソコンビジネス基礎科	基礎	株式会社きらり。コーポレーション	15	R7.10.14	R7.11.11	R7.11.14	R7.11.19	3	R7.12.3	R8.3.2
熊本	ケアスタッフ実務者研修科	介護福祉	株式会社ケアプラス	15	R7.10.14	R7.11.11	R7.11.14	R7.11.19	6	R7.12.3	R8.6.2
熊本	Eラーニングで学ぶOfficeスキル習得科（eラーニングA）	営業・販売・事務	株式会社メイコー	15	R7.10.15	R7.11.14	R7.11.25	R7.11.28	3	R7.12.11	R8.3.10
熊本	WEBデザイン科	デザイン	有限会社アトム開発	15	R7.10.20	R7.11.17	R7.11.20	R7.11.26	6	R7.12.9	R8.6.8
熊本	AIが活用できるWeb・アプリ・映像制作科（短時間）	IT	キャリア教育ブラザ株式会社	15	R7.10.27	R7.11.26	R7.12.1	R7.12.4	5	R7.12.17	R8.5.15

● 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

募集中の訓練コースは熊本労働局HPに掲載しています

利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました



訓練のコース検索はこちら

まずは、お近くのハローワークにご相談ください！

所在地・連絡先



制度の詳細





つくるシゴト 就職フェア 2025

予約不要

入場無料

服装自由

入退場自由

金属製品・木製品・食料品・鉄鋼業・化学工業・
半導体関連・機械器具・プラスチック製品・
自動車/二輪部品など **製造業** の企業

54
社

👉 事務、営業、管理、運送などの職種、パートもあります。お気軽にご参加ください

2025年 **9月19日(金)** **13:00~16:00**
(開場12:30)

in **グランメッセ熊本 1階**
(熊本県上益城郡益城町福富1010)

経験や資格をお持ちでない方は、
職業訓練校（ポリテクセンター）
の相談もできます



ハロートレーニング
急がば学べ



HW_KIKUCHI

ハローワーク菊池
Instagramも
ご覧ください



ハローワーク菊池
キャラクター「きくまる」

※雇用保険受給中の方は「求職活動実績」(1回)となります

主催：  **ハローワーク菊池** (熊本県菊池市隼府771-1) TEL0968-28-2257

共催： 熊本県内のハローワーク 熊本労働局

LL070818菊池01

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者(無料(テキスト代等除く))**

訓練期間：概ね3か月～2年

実施機関

※受講期間中
 基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所
 手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にもづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業生等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：○国(障害者職業能力開発校)
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営
・都道府県営(国からの委託)
○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月

実施機関

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
 所手当(※)+寄宿手当を支給(本収入
 が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下
 等、一定の要件を満たす場合)

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の
 要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を
 満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース> 社会人としての 基礎的能力を習 得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括し て習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情報系 (ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事 務系(医療・調剤事務科等)等)
---	---



令和6年度 公共職業訓練 実績(速報値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	89,792	-	23,974	-	65,818	-
うち施設内	29,353	85.7%	23,974	87.3%	5,379	80.7%
うち委託	60,439	72.4%	-	-	60,439	72.4%
在職者訓練	112,148	-	72,187	-	39,961	-
学卒者訓練	13,767	96.1%	5,222	99.5%	8,545	95.0%
合計	215,707	-	101,383	-	114,324	-

令和6年度 公共職業訓練 実績(速報値) 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,291	70.9%	397	80.3%	730	65.4%	164	80.4%

令和6年度求職者支援訓練 実績
 (基礎コース) 6,129人 就職率：60.9% (実践コース) 32,816人 就職率：61.7%
 ※就職率は令和6年4月から12月末までに終了した訓練コースについて集計。

令和8年度概算要求額 **513億円** (577億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	9/10		1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①**デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをする**ほか、②**オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とする**ことにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、**引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する**。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③**DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充**し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④**全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る**。この他、⑤**非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施**により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

令和6年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ ※令和8年度末までの時限措置

- (1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進 ※令和8年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする。

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連の機会を拡充する

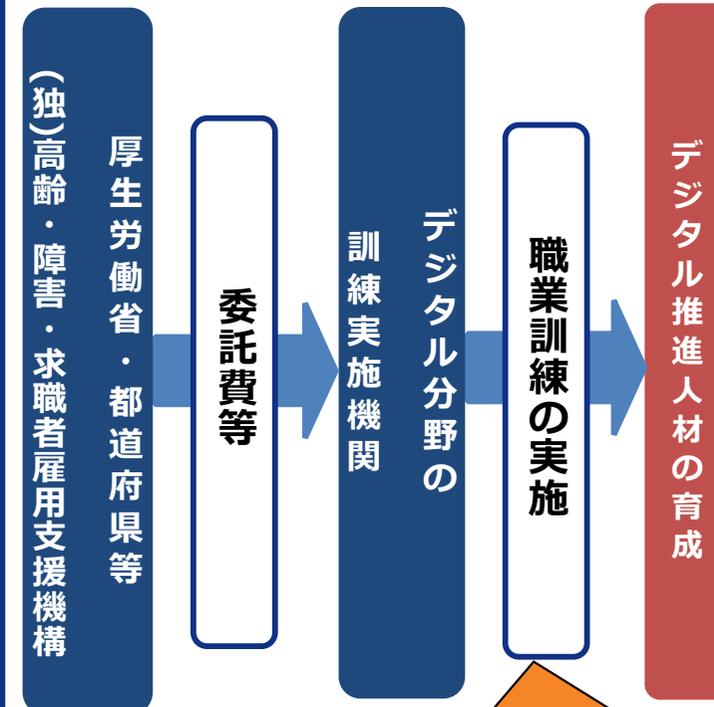
④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

3 スキーム・実施主体等



・職業訓練受講給付金
(月10万円、通所手当、寄宿手当)

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

令和8年度概算要求額 10億円 (3.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

(2) 職業訓練の内容等

ア 実施方法等

① 都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

② (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

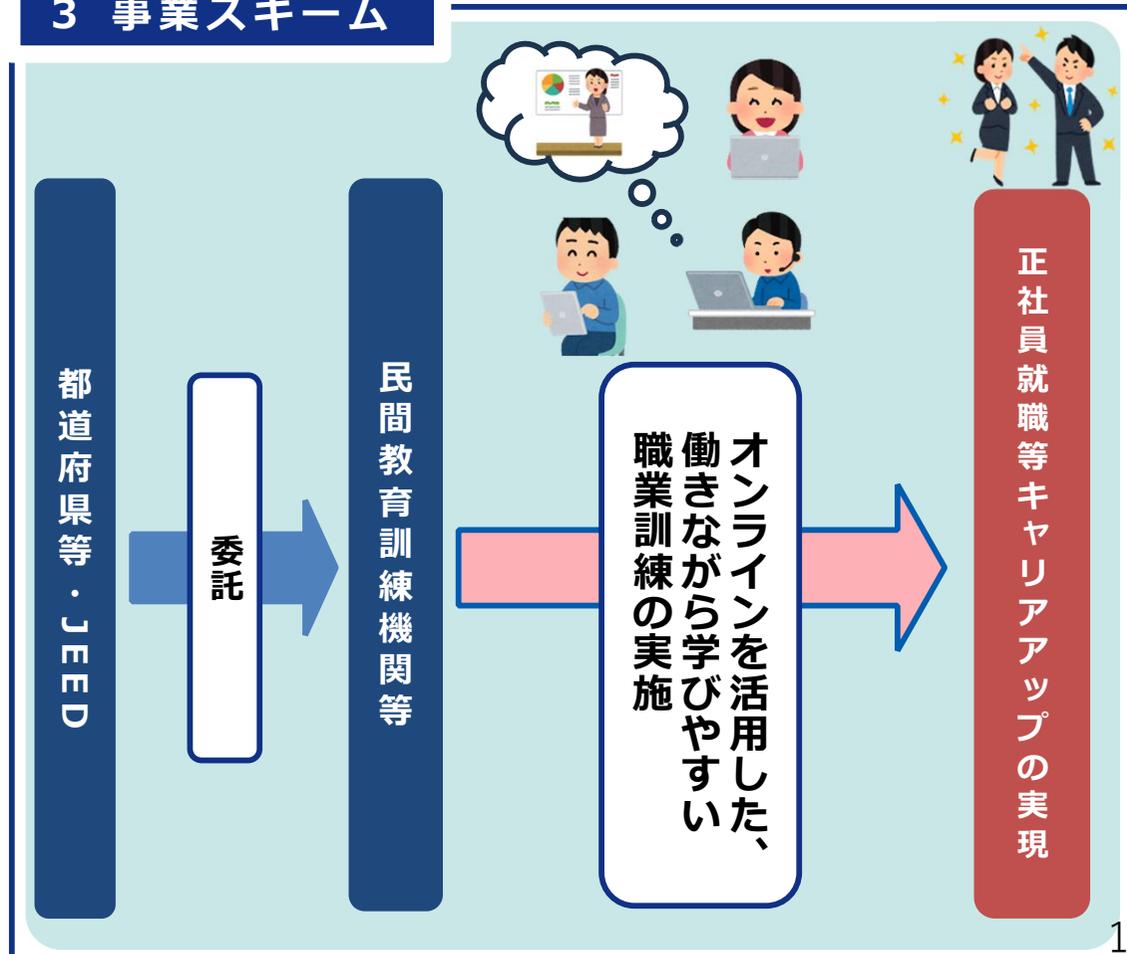
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

(参考) 試行事業の実績 (令和6年度) : 受講者数 554名

3 事業スキーム



令和7年度計画の実施方針と取組状況

令和7年度実施計画（実施方針）		令和7年度取組状況
課題	実施方針	
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。 ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。 ・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。 	<p>委託訓練について、都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼（③への対応含む）。</p>
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野」 「デザイン分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。 ・ハローワーク窓口職員の知識の向上。 ・事前説明会や見学会の機会確保。 ・訓練修了者歓迎求人等の確保。 ・事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。 	<p>地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果を全国に情報共有。</p>
③委託訓練の計画数と実績が乖離している。	<ul style="list-style-type: none"> ・開講時期の柔軟化。 ・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。 ・効果的な周知広報の実施。 ・訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえた受講あっせんの強化。 	<p>ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保等を推進。</p>
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル分野への重点化。 ・一層のコース設定促進。 	<p>訓練部門と求人部門との情報共有による求人開拓、求人充足会議等の活用を通じて、事業主等に対して、訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を周知。</p>
		<p>職場情報サイト（jobtag）を活用し、訓練に関する職業の詳細な内容や訓練に関連する求められるスキルのほか、賃金・労働時間のデータ等を踏まえた受講あっせん機能の促進。</p>
		<p>デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。</p>
		<p>委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進。</p>

令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

評価・分析

令和8年度の公的職業訓練の実施方針（案）

**応募倍率が低く、
就職率が高い分野**

介護・医療・
福祉分野

【委託訓練】
応募倍率が低下し66.3%。就職率は低下。
【求職者支援訓練】
応募倍率は向上し73.6%。就職率は低下。

**応募倍率が高く、
就職率が低い分野**

IT分野・
デザイン分野

【委託訓練】
・IT分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
【求職者支援訓練】
・IT分野：応募倍率が低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率が上昇、就職率は向上。

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。
令和6年度も同様の傾向。

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練の試行実施（令和6年度～）

応募倍率	両訓練ともに約70%であり、応募倍率の上昇に向け、引き続き 改善の余地 がある。【A】
就職率	依然、 高水準 で推移。

応募倍率	求職者支援訓練におけるデザイン分野を除き、その他の分野では低下しており、引き続き 解消傾向 。
就職率	特にデザイン分野における委託訓練や求職者支援訓練の就職率はそれぞれ68.9%、57.3%であり、就職率の向上に向け、引き続き 改善の余地 がある。【B】【C】【D】

E 受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。

F 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

G 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

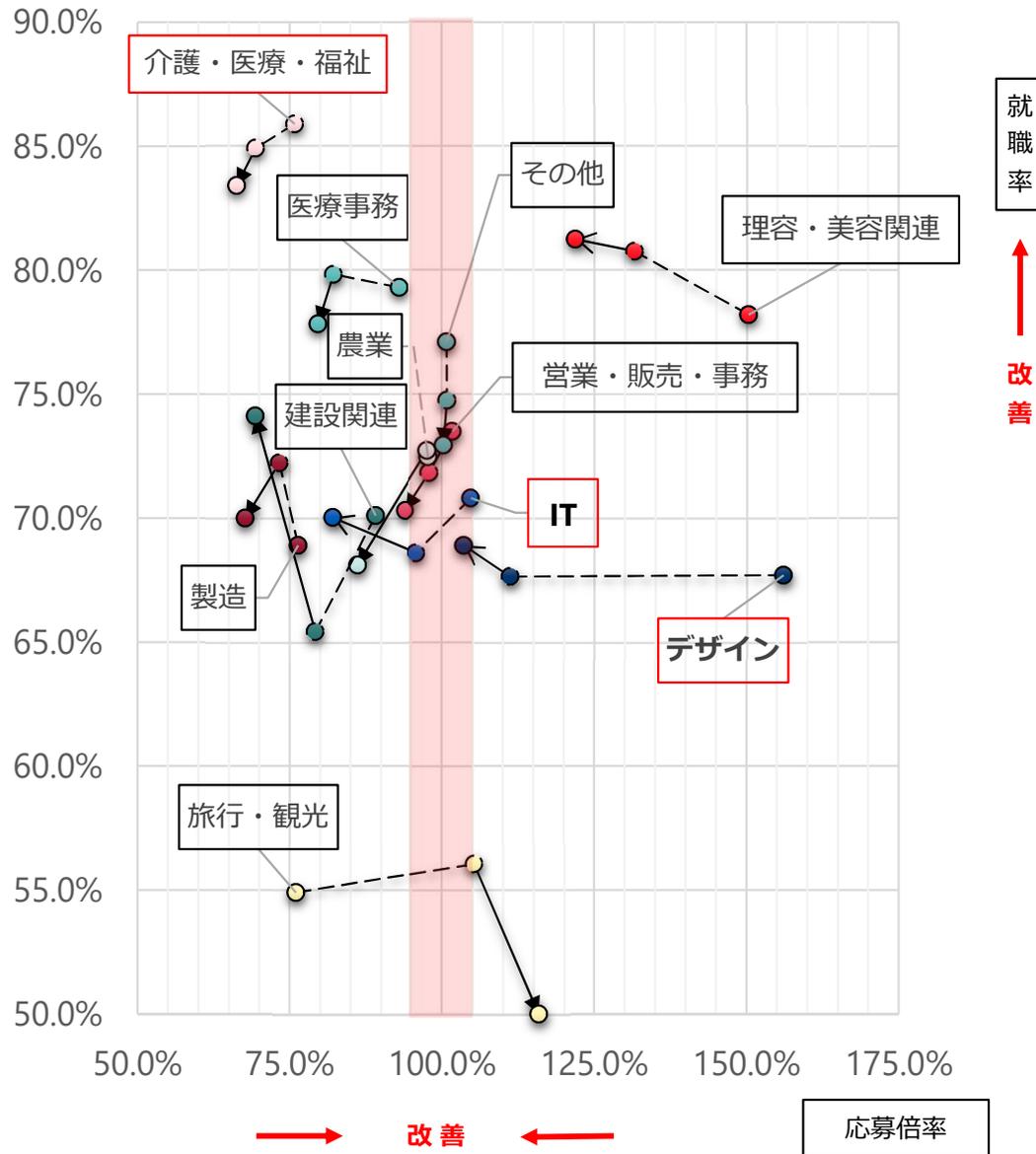
H 都道府県・JEEDによる**公共職業訓練（委託訓練）**として**本格実施**。

- A 引き続き、介護分野等の理解促進のため、職場見学会等への参加を積極的に勧奨するとともに、訓練の内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**を行う。
また、委託訓練についてはFの措置も併せて実施。
- B 本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。
- C 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進する。
- D eラーニング等の**オンラインを活用した訓練**を受講する求職者への適切な情報提供、意識付けとともに、**就職支援の充実**を図る。

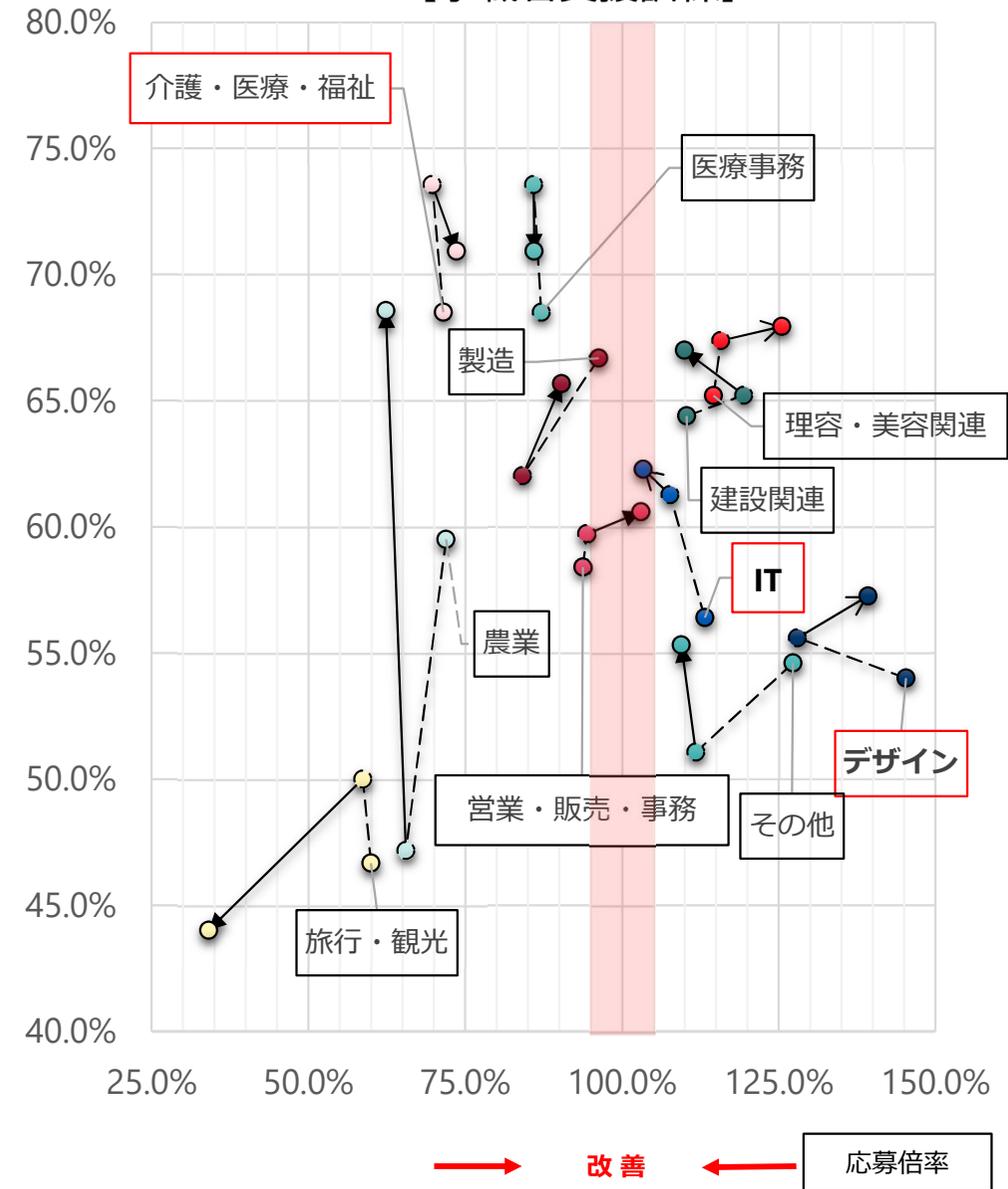
【参考】委託訓練及び求職者支援訓練の応募倍率及び就職率の状況

令和4年度 ----- 令和5年度 -----> 令和6年度

【委託訓練】



【求職者支援訓練】



※用語の定義は、資料2-1と同様。

人材開発に取り組む事業主を支援します！

「人材開発支援策」のご案内

令和 7 年 9 月 改訂版

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。

従業員の スキル向上 を図りたい	全般的な 相談	→	生産性向上人材育成支援センター 在職者訓練（ハロートレーニング） 生産性向上支援訓練 テクノインストラクターの派遣など	P.2
	社外施設 での訓練	→	都道府県が実施する訓練 認定職業訓練 在職者訓練（ハロートレーニング）	P.2 ~3
	講師派遣	→	ものづくりマイスターなど	P.3
従業員の キャリア形成 を促したい	会社で 基盤を整備	→	職業能力検定認定制度	P.3
		→	職業能力評価基準	P.4
	従業員 自ら活用	→	キャリア形成・リスクリング推進事業 キャリアコンサルティング セルフ・キャリアドック ジョブ・カード	P.5
		→	教育訓練給付金	P.6
		→	教育訓練休暇給付金	P.7
会社の将来を担う若者を 採用・育成したい	→	ユースエール認定制度	P.7	
助成金を活用して 人材開発に取り組みたい	→	人材開発支援助成金	P.8 ~9	

全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

特に、中小企業等のDXに対応するための人材育成について、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、相談支援を行っています。

主に下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

ハロトレくん



訓練日数	概ね2～5日（12～30時間）
主な訓練分野	機械系／機械設計、機械加工、金属加工 居住系／建築計画、測定検査、設備保全 電気・電子系／制御システム設計、通信設備設計、電気設備工事

生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等のDX化への対応や生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる「生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用」などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

訓練日数	概ね1～5日（4～30時間）
主な訓練分野	生産管理、品質保証・管理、組織マネジメント、生涯キャリア形成、 営業・販売、マーケティング、企画・価格、データ活用、情報発信、 倫理・セキュリティ



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場および訓練用設備・機器）の貸し出しを行っています。



お問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイトをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



都道府県が実施する訓練

社外訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、および都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。

※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。

訓練期間	普通課程：原則として1年 短期課程：6か月以下
主な訓練科	建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

都道府県が設置する職業訓練施設での訓練（在職者訓練：ハートトレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。

訓練期間	概ね2～5日
主な訓練コース	機械・機器操作などの基礎的な取り扱いを習得させる訓練など 地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練 例：機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など
地域の実情に応じた訓練コース	地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練 例：観光ビジネス科、陶磁器製造科、竹工芸繊維科、自動車整備科 など



お問い合わせ

都道府県人材開発主管課

ものづくりマイスター

講師派遣

ニーズにあわせて最適な「ものづくりマイスター」を派遣します

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に熟練技能者「ものづくりマイスター」（ものづくり分野等で1級技能士相当以上の指導経験豊富な熟練技能者）が実践的な実技指導を行います。

対象職種	製造・建設・IT系等129職種 （機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装、Webデザインなど）
講習例	技能検定1・2級レベルの技能習得、 普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Webサイト製作など



受講者の声

- ・普通旋盤に初めて触れて、自分で作る実感を感じた。
作業中の音、切粉（きりこ）の量、作業速度、寸法測定や4S（整理・整頓・清掃・清潔）なども学び、自信が持てるようになった。
- ・これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。

お問い合わせ

各都道府県地域技能振興コーナー
ものづくりマイスターのウェブサイトをご覧ください



職業能力検定認定制度 （団体等検定制度・社内検定認定制度）

キャリア形成

「能力検定認定制度」で技能の見える化・標準化を実現！

社内検定認定制度は、個々の企業や団体がそこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を果たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。また、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象となるものです。ロゴマークを使って対外的にアピールもできますので、本制度を人材開発のためにご活用ください。

【ロゴマーク】



団体等検定



認定社内検定

認定の効果

- ・職業能力検定を実施することで、技能の見える化・標準化、従業員のモチベーションアップ、若手従業員の定着・新入社員の採用、地域産業復興に貢献等の効果が期待できます。



お問い合わせ

団体等検定のウェブサイトをご覧ください

団体等検定制度

検索

職業能力評価基準は、仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したものです。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

職業能力評価基準の活用方法を説明したテキストや動画をウェブサイトで開催しています

1. 実践的な人材育成

チェック形式の「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化して育成面談で活用する「OJTコミュニケーションシート」を活用すると、従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

OJTコミュニケーションシート

本人所属 ○○○○ 本人氏名 ○○○○

職種・地位 機械設備 レベル レベル2 評価者氏名 ●●●●

評価時期 年 月 日 年 月 日

スキルレベルチェックグラフ

スキルアップ上の課題

スキルアップ目標

スキルアップのための活動計画

実績

能力ユニット点数一覧

能力ユニット名	自己評価	上司評価	育成目標
法令遵守(コンプライアンス)	1.0	1.5	2.0
顧客視点に立った業務	1.7	1.7	1.8
業務連携とコミュニケーション	2.0	1.5	1.7
判断力と問題解決能力	1.0	1.5	2.0
業務内容・条件の把握	2.0	2.0	1.7
安全衛生業務	2.0	1.5	2.0
環境意識	1.0	1.0	1.5
業務・工具の取扱い	1.0	2.0	1.7
空回り評価	2.0	1.5	2.0
品質管理	1.2	1.5	1.5
記録管理体制	1.0	2.0	1.7

キャリアマップ

レベル4 シニア・マネジャー / シニア・スペシャリスト

レベル3 マネジャー / スペシャリスト

レベル2 シニア・スタッフ

レベル1 スタッフ / エントリー

注1: レベル別の経験年数一つの目安であり、実際の年数は企業規模や業種、業種、職種等によって相当程度異なります。
注2: 資格、検定は一例であり、上記に示したものの以外にも様々な関連資格、検定等が存在します。

2. キャリアパスを明確化

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

お問い合わせ

職業能力評価基準のウェブサイトをご覧ください

職業能力評価基準 検索

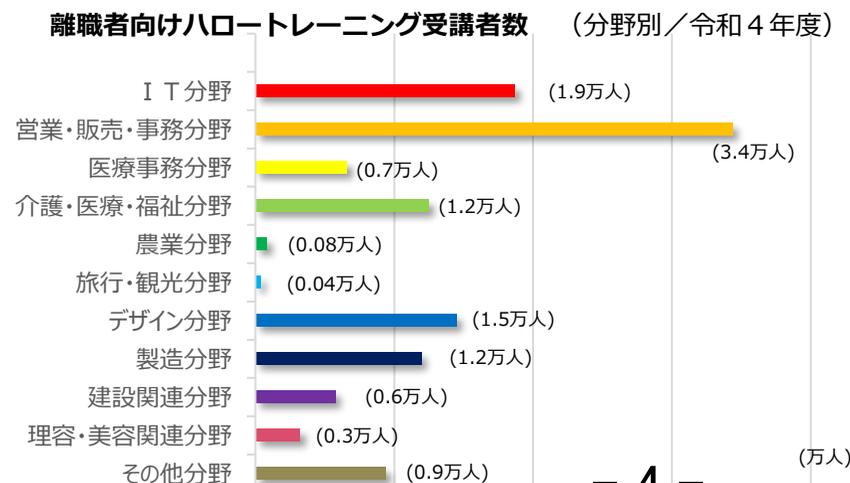


求人申し込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください

ハロートレーニングは「公的職業訓練」（公共職業訓練・求職者支援訓練）の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練や離職者向けの訓練等があります。



このうち、離職者向けの訓練について、令和4年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数は約10.2万人、求職者支援訓練の受講者数は約4.0万人で、訓練分野也多岐にわたります。ハローワークで求人申し込みを行う際には、ハロートレーニングを受講した方の採用をご検討ください。



企業と労働者に対しジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成及びリスキリング支援を行います。このような従業員の自律的なキャリア形成及びリスキリングの支援を通じて、企業の組織活性化や生産性向上につなげていきます。

主に下の4つのメニューで、労働者等のキャリア形成を支援します

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援（P.8参照）
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

キャリアコンサルティングとは

キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。

守秘義務などが課せられており、安心して仕事や職業に関する相談ができます。

キャリア形成・リスキリング相談コーナーでは、在職者の方個人がキャリアコンサルティングを受けることができます。

セルフ・キャリアドックとは

企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することで、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）です。

キャリア形成・リスキリング支援センターでは、セルフ・キャリアドックの導入を希望する企業に対する相談支援等を実施し、セルフ・キャリアドックの円滑な導入と取組の定着を支援します。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで、従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供すると、従業員の職場定着や、働く意義の再認識、企業の生産性向上につながるという効果が期待されます。

ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」のためのツールです

- ・効果的な人材育成

ジョブ・カードを活用すると、従業員のキャリア形成上の課題を把握でき、効果的な能力開発を推進できます。

- ・採用活動

ジョブ・カードを応募書類として活用すると、書面や面接場面だけでは見えない本人の強みや人物の「立体像」を知ることができます。

また、求職者本人のキャリア・プランが明確になり採用後のミスマッチの防止効果が期待できます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.8参照）。

マイジョブ・カード <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>



お問い合わせ

キャリア形成・リスキリング推進事業のウェブサイトをご覧ください
<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

キャリア形成・リスキリング支援センター

検索



自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。
キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対象	<p>雇用保険の被保険者※又は被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合</p> <p>※雇用保険の被保険者とは、一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。 以下、このページにおいて同じです。</p>
支給額	<p>一般教育訓練</p> <p>従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p>
	<p>特定一般教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（上限20万円）</p> <p>② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付</p> <p>①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額(上限25万円) 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。</p>
	<p>専門実践教育訓練</p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額 （年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円）</p> <p>② 教育訓練を修了し、1年以内に資格取得などをした場合等は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>③ ②の要件に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の10%を追加給付</p> <p>①②③の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の80%に相当する額 （年間上限64万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大256万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者で かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の 手続きを行う必要があります。</p>

- 自社の従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.8参照）。
- 一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座は、お近くのハローワークまたは以下のウェブサイトを確認できます。

教育訓練給付金 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせ

ハローワーク

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

項目	内容			
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）			
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給			
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）			
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日			
	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	所定給付日数	90日	120日	150日

お問い合わせ

ハローワーク
教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は

教育訓練休暇給付金

検索



ユースエール認定制度

若者の採用・育成

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！



認定マーク

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

お問い合わせ
申請書類提出先

都道府県労働局・ハローワーク
認定基準などの詳細は、若者雇用促進総合サイトをご覧ください

若者雇用促進総合サイト

検索



事業主等が雇用する労働者に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等の制度を導入し、その制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

<人材育成支援コース>

○ 人材育成訓練

10時間以上のOFF-JTによる訓練を行った事業主等に対して助成。

○ 認定実習併用職業訓練

新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

<教育訓練休暇等付与コース>

○ 教育訓練休暇制度

3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇制度（※）を導入し、実際に適用した事業主に助成。

※ 労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を除く。

<人への投資促進コース>

○ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行った事業主に対して助成。

○ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った事業主に対して助成。

○ 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスを利用して訓練を行った事業主に対して助成。

○ 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対して助成。

○ 長期教育訓練休暇制度

30日以上長期教育訓練休暇の取得が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

○ 教育訓練短時間勤務等制度

30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除が可能な制度を導入し、実際に適用した事業主に助成。

<事業展開等リスキリング支援コース>

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行った事業主に対して助成。

※ キャリアアップ助成金正社員化コースでは、人材開発支援助成金の特定の訓練を修了後に正社員転換した場合に、助成額を増額しています。

詳しくは「キャリアアップ助成金 厚生労働省」で検索してください。

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換や処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用: 45(30)% 非正規雇用: 70%	800(400) 円/時・人	-	正規雇用: 60(45)% 非正規雇用: 85%	1,000 (500) 円/時・人	-	
	認定実習併用職業訓練	45(30)%		20(11) 万円/人	60(45)%		25(14) 万円/人	
	有期実習型訓練※2	70%		10(9) 万円/人	100%		13(12) 万円/人	
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度	30万円※3	-	-	36万円※3	-	-	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	-	-	-	-
		成長分野	75%	1,000円 /時・人※4	-	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	60(45)%	800(400) 円/時・人	20(11) 万円/人	75(60)%	1,000 (500) 円/時・人	25(14) 万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	-	-	75(60)%	-	-	
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	60%	-	-	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務 等制度	長期休暇	20万円※3	1,000 (800) 円/時・人※5	-	24万円※3	- (1,000) 円/時・人※5	-
		短時間勤務等	20万円※3	-	-	24万円※3	-	-
事業展開等リスク リング支援コース	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	1,000 (500)円/ 時・人	-	-	-	-	

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

※2 正社員化した場合に助成。

※3 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。

※4 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。

※5 有給による休暇を取得した場合に対象。



あなたのスキルアップや キャリア形成を支援します！

[令和7年9月版]

SKILL
UP↑

厚生労働省では、働いている方やこれから働こうとしている方が、スキルアップやキャリア形成をしていくための支援策を用意しています。ぜひご活用ください。

働きながら スキルアップしたい

教育訓練給付金

給付金

自ら費用負担した受講費用の一部（最大80%）を支給します

教育訓練休暇給付金

給付金

教育訓練に専念するため休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給します

ハートレーニング（在職者訓練）

実践的

業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための訓練を受講できます

求職者支援制度

就職支援

雇用保険に加入していない方が、働きながら訓練を受講できます

リ・スキリング等教育訓練支援融資

融資

雇用保険に加入していない方が、スキルアップのために受講する訓練に必要な教育訓練費用と生活費の融資を受けられます

キャリア形成・リスキリング推進事業

オンライン対応

専門家に、今後のキャリア形成などを無料で相談できます

ジョブ・カード

キャリアの棚卸し

キャリア・プランや自分の能力・強みなどを整理できます

job tag（職業情報提供サイト）

適職探索

希望する職業に必要なスキルや、自分に合う職業を調べることができます

就職・転職 をしたい

ハローワーク

窓口相談

転職や再就職の相談ができます
希望に応じた仕事を探すことができます

離職したときには

ハートレーニング（離職者訓練、求職者支援訓練）

無料

雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料で職業訓練を受講できます

- 指定の教育訓練を修了した方に訓練受講費用の20～80%※¹を支給します
- 対象は約1.7万講座
- 在職中または離職して1年以内の方※²が対象

※¹：専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練があり、それぞれ支給割合が異なります。専門実践教育訓練は年間最大64万円まで（2024年9月までに受講を開始している場合は受講費用の最大70%（年間最大56万円）を支給）。80%の支給を受けるには、専門実践教育訓練受講→資格取得等・就職→訓練前後での5%以上の賃金上昇といった要件を満たすこと等が必要です（講座ごとの支給率や上限額は、別途ご確認ください）。

※²：初回受講は1～2年以上、2回目以降の受講は3年以上の雇用保険の加入期間が必要です。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

活用例 ※上段は特定一般教育訓練、下段は専門実践教育訓練の例

現場でのスキルアップ



- ・大型2種自動車免許取得講座を受講
- ・入学料、受講料合わせて20万円の支払い



事前に受給要件を確認し、訓練修了後、申請。
8万円（40%）が一括で支給。

看護師を目指す



- ・看護の専門学校に入学し、3年間通学。
- ・入学料、受講料合わせて3年で180万円。



事前に受給要件を確認し、申請。
15万円が半年ごとに支給
（計90万円（50%））。

- ・さらに、資格を取得し1年以内に再就職。



20%分の36万円が追加支給。

- ・加えて、訓練受講後に5%以上賃金上昇。



10%分の18万円が追加支給。

【お問い合わせ】ハローワーク 対象講座は

教育訓練給付金

検索

教育訓練休暇給付金 給付金

令和7年10月開始。

詳しい情報は[こちらから](#)

- 労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。
- 一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

項目	内容							
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職者）							
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給							
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限あり）							
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所定給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	所定給付日数	90日	120日
加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上					
所定給付日数	90日	120日	150日					

【お問い合わせ】ハローワーク

教育訓練休暇給付金に係る支給要件等は

教育訓練休暇給付金

検索



ハロートレーニング（在職者訓練）

実践的

詳しい情報は[こちらから](#)

- 主に中小企業に勤める方々が、従事されている業務に必要な専門知識、技能、技術の向上を図るための訓練を受講できます。
- 訓練期間は2～5日間程度

※お申し込みは事業主の方を通じて行っていただく場合があります。

訓練コースは



詳しい情報は[こちらから](#)

求職者支援制度

就職支援

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職、転職、働きながらスキルアップを目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できます。
- 訓練期間は2～6か月、月80時間以上

制度活用の主な要件	
訓練受講の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ハローワークに求職の申込みをしていること ■雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ■労働の意思と能力があること ■職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
給付金の支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ■本人収入が月8万円以下 ■世帯全体の収入が月30万円以下 ■世帯全体の金融資産が300万円以下 ■訓練実施日全てに出席する。やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合でも8割以上出席する。 <p>※給付金が受けられなくても、交通費（通所手当）のみ受給することができる場合もあります。</p>



リ・スキリング等教育訓練支援融資

融資

令和7年10月開始。
詳しい情報は[こちらから](#)

- 雇用保険被保険者以外の方等※1が、スキルアップのために訓練を受講する場合、その訓練に必要な教育訓練費用、訓練受講中の生活費について融資を受けることができます。
- 訓練修了後、就職し、賃金の上昇等の要件を満たせば、債務の一部返済免除を受けることができます。
- 対象となる訓練※2の期間は、1ヶ月以上4年以内です。

※1 その他、年齢や過去の就業経験等の要件があります。
※2 訓練期間の他、実施主体等の要件があります。

【融資内容】

対象費用	融資上限額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

【お問い合わせ】 ハローワーク

※ 収入証明がない方も含みます。

制度の詳細は



- 今後の自分のキャリアの方向性などについて専門家（キャリアコンサルタント）に無料で相談できます
- 1回60分（予約制）Web相談対応

こんな方にお勧めです

- ・ 今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている方
- ・ 新たにスキルを身に付けたい方
- ・ 再就職にお悩みの方



キャリアのご相談は



ジョブ・カード

キャリアの棚卸し

詳しい情報は[こちらから](#)

- ジョブ・カードで、自分の能力や強みを整理しましょう
たとえば…
・ これまでの仕事・学んだこと・職業訓練・免許・資格
- 今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます



ジョブ・カードの作成方法

- ①ご自身でオンラインから
→ [「マイジョブ・カード」](#)からオンライン上で作成



- ②キャリアコンサルタントと相談しながら
→ キャリア形成・リスキング相談コーナーで作成

ご自身のキャリアの振り返りに

job tag (職業情報提供サイト)

適職探索

詳しい情報は[こちらから](#)

- 500種類以上の職業からさまざまな検索機能を使って興味のある職業を調べることができます
- 自己診断ツールで仕事に対する興味や価値観などからあなたに向いている職業を検索
- 仕事の内容、必要なスキル、就業経路、労働条件など、その職業に関するさまざまな情報を確認できます

仕事について調べるなら



job tagの詳しい使い方は[こちらから](#)



- 全国544か所のハローワークで、就職・転職に関する相談ができます。最寄りのハローワークへご相談ください
(無料・予約不要)
- ハローワークには年間約1000万件の求人が寄せられているので、相談しながらご自身にあった仕事を探すことができます
- 以下のような専門的な相談ができる施設・窓口もあります



子育てと仕事を両立したい方向け

「マザーズハローワーク」

「マザーズハローワーク」や、ハローワーク内の「マザーズコーナー」では、お子さま連れでも利用しやすい環境を整備し、子育てしながら就職活動を行う方をきめ細かく支援しています。



正社員を目指す若者（おおむね35歳未満の方）向け

「わかものハローワーク」

「わかものハローワーク」や、ハローワーク内に設置された「わかもの支援コーナー・窓口」では、専門の職員である就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に合わせた正社員就職に向けた個別支援を行います。



障害のある求職者の方向け

「障害者関連窓口」

全国のハローワークでは、障害のある方向けに、障害の特性を踏まえた専門的な相談を実施する窓口を設置しています。応募書類の作成支援や面接指導も行います。



【お問い合わせ】ハローワーク 最寄りのハローワークは



ハローワークの就職支援の詳しい内容は[こちらから](#)



ハロートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

無料

詳しい情報は[こちらから](#)

- 再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や、月10万円の給付金を受給しながら、無料（テキスト代等除く）で職業訓練（離職者訓練、求職者支援訓練）を受講できます。
- 訓練期間は概ね2か月～2年間

※お申し込みは、住所地を管轄するハローワークにお越しの上、ご相談ください。

**あなたのしごと探しに、
役立つスキルを。**

ハロートレーニング

<離職者訓練・求職者支援訓練>

受講料は無料

※一部テキスト代等は有料

雇用保険を受給しながら受講可能	月額10万円の給付金を支給 <small>(支給要件あり)</small>
離職者訓練	求職者支援訓練



くわしくは[こちら](#)

【お問い合わせ】ハローワーク 受講の条件・訓練コースは



「リ・スキリング等教育訓練支援融資」 のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関(労働金庫)で貸し付けの手続きが必要です。**その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。**

		融資額
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
	融資対象費用:入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品(パソコン、タブレット等)代等 (融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象)	
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数(最長24か月)
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数(最長12か月)

※収入証明がない方も含みます。

- ・ 融資利率は年2.0%の固定金利(信用保証料0.5%を含む)。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金(遅延利息)の支払い義務が発生します。
- ・ 担保および保証人は不要(ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要)です。
- ・ 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- ・ 教育訓練費用:入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座(労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。)へ振り込みます。
- ・ 生活費:3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- ・ 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- ・ 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- ・ 基本的に、利息の支払いは訓練期間中に始まります。
- ・ 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します(最終弁済時の年齢は76歳未満)。
- ・ 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

さらに！

一定の要件を満たした場合、**融資額の返済が一部免除**されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

(全国のハローワーク)



(制度ホームページ)



利用条件及び一部返済免除の概要などは裏面をご覧ください。



融資を受けるには、 条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- 過去に3年以上の就業経験があること
- キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること 等

融資の対象となる教育訓練

- 訓練期間が1か月以上4年以内のもの(融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間)
- 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
 - ・ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおり免除します。

- ・ 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・ 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・ 訓練終了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

免除割合	賃金が5%以上上昇した時	残債務の30%(上限額は100万円)
	賃金が10%以上上昇した時	残債務の50%(上限額は150万円)

以下の事項にご注意ください

- ◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。利息の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
- ◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
- ◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
- ◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
- ◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆ 返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

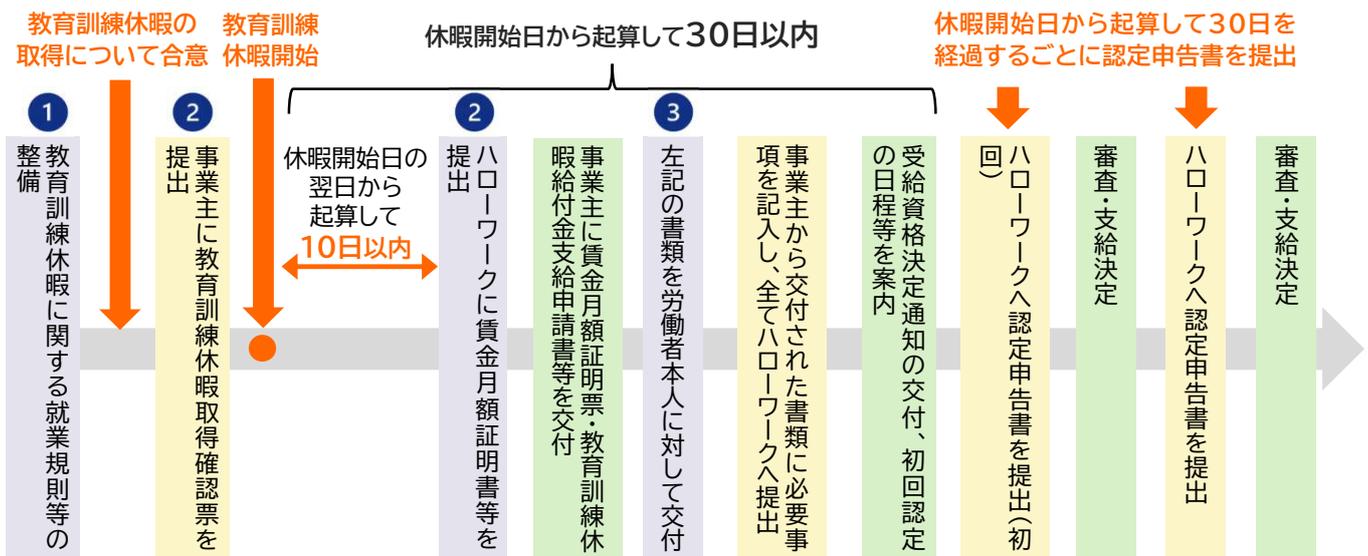
教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思**で、**業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得**することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です**。
下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主 労働者 ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日の翌日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



労働者
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。
給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

< 給付日数 >

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

< 支給額のイメージ >

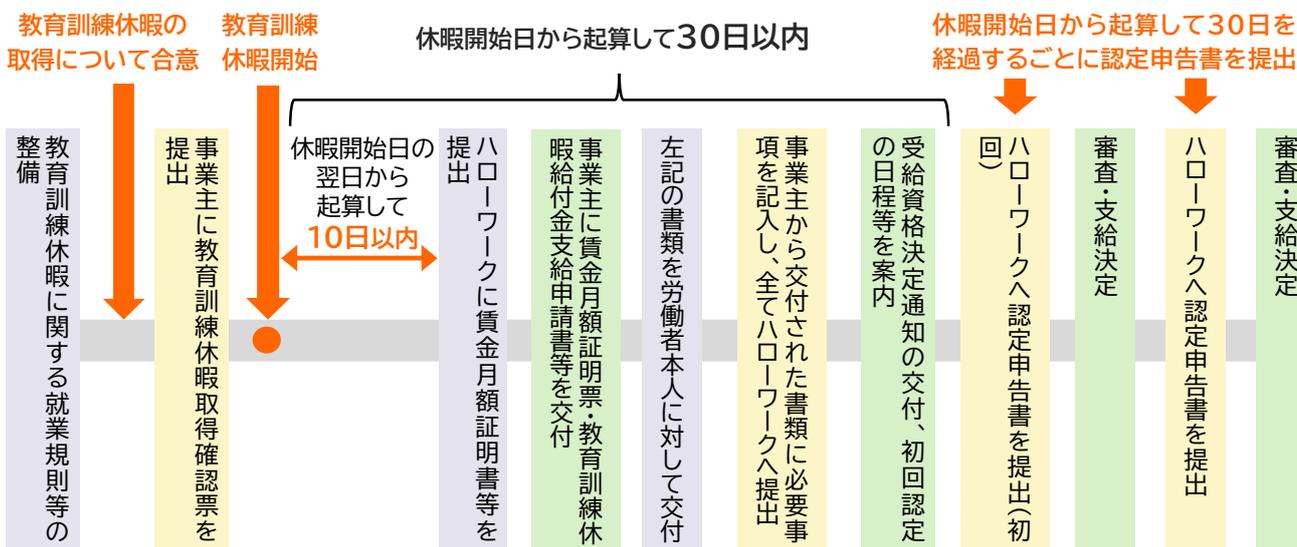
額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

主な支給要件

- ・ 休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、11日以上勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- ・ 休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・ 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

支給までの流れ

労働者 事業主 ハローワーク



注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及びホームページをご確認いただき、ご不明な点は、住居を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

